

令和元年第5回上里町議会定例会会議録第1号

令和元年12月6日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 （町長提出議案第59号）上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第60号）上里町職員の給与に関する条例及び上里町一職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第61号）上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 （町長提出議案第62号）上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 （町長提出議案第63号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 （町長提出議案第64号）上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第13 （町長提出議案第65号）本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第14 （町長提出議案第66号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第15 （町長提出議案第67号）上里町町道路線の認定について
- 日程第16 （町長提出議案第68号）令和元年度上里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 （町長提出議案第69号）令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 18 (町長提出議案第 70 号) 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算
(第 3 号) について
- 日程第 19 特別委員会委員長報告について
- 日程第 20 請願・陳情について
- 日程第 21 議員の派遣について
- 日程第 22 (意見書第 8 号) 重度心身障害医療費助成制度の対象拡大を求める意見書
(案) について
- 日程第 23 (意見書第 9 号) 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災
事業債の対象期間延長を求める意見書 (案) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩 之 君	2 番 高 橋 茂 雄 君
3 番 高 橋 勝 利 君	4 番 飯 塚 賢 治 君
5 番 仲 井 静 子 君	6 番 猪 岡 壽 君
7 番 齊 藤 崇 君	8 番 植 原 育 雄 君
9 番 植 井 敏 夫 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 納 谷 克 俊 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 新 井 實 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 江 原 洋 一 君
教 育 長 埴 岡 正 人 君	総 務 課 長 山 田 隆 君
総合政策課長 塚 越 敬 介 君	税 務 課 長 須 長 正 実 君

くらし安全課長	望 月	誠 君	町民福祉課長	亀 田	真 司 君
子育て共生課長	間々田	由 美 君	健康保険課長	及 川	慶 一 君
高齢者いきいき課長	飯 塚	郁 代 君	まち整備課長	富 田	吉 慶 君
産業振興課長	山 下	容 二 君	上下水道課長	根 岸	利 夫 君
学校教育課長	高 橋	淳 君	学校教育指導室長	勝 山	寛 美 君
生涯学習課長	伊 藤	覚 君	会計管理者	小 暮	伸 俊 君
代表監査委員	小 島	崔 君			

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 主 任 横 尾 慎 也

◎開会・開議

午前9時11分開会・開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第5回上里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（新井 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番高橋茂雄議員、3番高橋勝利議員、4番飯塚賢治議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（新井 實君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、齊藤崇議員。

〔議会運営委員会委員長 齊藤 崇君発言〕

○議会運営委員会委員長（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の齊藤でございます。

前期9月定例会において審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る11月18日午前9時及び12月3日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、9名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は5時間15分であり、答弁時間を含めると、おおむね9時間程度になると思われます。

なお、一般質問は本日と9日の2日間となり、本日4名、9日5名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が5件、上里町名誉町民の推薦が1件、本庄地域定住自立圏の形成に関する協定変更が1件、町道路線の廃止・認定が2件、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の3件で、これらを合計いたしますと、12件の提出議案であります。

次に、今期定例会に提出された請願・陳情は1件であり、所管の常任委員会に付託いたしま

す。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日6日から16日までの11日間といたしたいところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月16日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（新井 實君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（新井 實君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬の12月に入り、寒さも日々厳しさを増し、体調管理に気を使う季節となりました。

ただいまより令和元年第5回上里町議会定例会行政報告をさせていただきます。

本日ここに、令和元年第5回上里町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多用の中、御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝申し上げる次第であります。

初めに、本年は日本各地に台風が上陸し、豪雨等により、各地に大きな被害をもたらしました。上里町でも、台風19号による大雨により一部地域に避難勧告を発令し、町内9カ所に避難所を開設しました。上里町では人的被害の報告はなく、一安心したところでありますが、新た

な課題もわかり、町民の皆様の生命、財産を守る決意で改めて防災体制の強化に取り組んでまいります。また、各地で被災された方々、今なお避難所等で暮らしている方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、11月の月例経済報告では、景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。

ただし、通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、イギリスのEU離脱など、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があると報告されております。

10月より消費税率が10%に増税され、政府の経済施策に対しても注視しながら、町経済、県内経済の動向を見守ってまいりたいと考えております。

本定例会には、条例改正といたしまして、上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例など、条例の一部改正が5件、上里町名誉町民の推薦が1件、協定の変更が1件、道路の廃止が1件、道路の認定が1件、令和元年度一般会計補正予算を初めとした補正予算案3件を提出議案とさせていただきました。

それでは、本定例会に御提案いたします議案関係についての概要を申し上げます。

条例の一部改正としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る上里町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例、人事院勧告等によりまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例などが5件、上里町名誉町民の推薦につき同意を求める議案が1件、本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更が1件、上里町町道路線の廃止・認定がそれぞれ1件提出させていただきました。補正予算案と合わせて12件を本定例会に提出させていただきます。

続きまして、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計におきましては、人事院勧告に伴う職員の給与費、手当、共済費の増額や、コミュニティセンター駐車場整備工事費、災害備蓄用品の補充、障害者医療給付費、障害児通所給付費、公立保育所整備事業、都市計画道路先行取得用地測量業務委託料、上里ゴルフ場管理事業などを計上いたしております。

歳入といたしましては、国・県支出金及び繰越金、繰入金などが主な財源となっております。額といたしましては、7,371万4,000円の増額補正となっております。

そのほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の補正を提出させていただきました。各会計についても、職員給与、賃金、事業費の増額などの補正となっております。

これらの提出議案につきまして、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

続きまして、9月定例議会以後におきます主な行政報告を申し上げます。

9月から11月にかけては、各地域のイベント、サービスエリア地区オータムフェスタ、文化祭、ふれあいまつりを初めとした多くの行事が行われ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月には株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定、11月に株式会社伊藤園と災害時における飲料水等の供給に関する協定の締結を行いました。ゼンリンとは、地図製品等の無償提供を受け、災害対応業務の効率的な実施と平時からの防災活動における連携を図ることを目的としております。伊藤園様とは、大規模な災害などが発生した場合に、伊藤園の営業拠点で保有する在庫飲料や災害用自動販売機内の商品を提供していただくことで、被災者を支援の強化を目的としております。

10月28日、知事室において、大野元裕知事立ち会いのもと、入間郡三芳町との間で災害時における相互応援に関する協定の締結式が行われました。大規模災害時において、応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されることを目的としております。また、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から産業や文化等、包括的な情報交換を行うことが盛り込まれております。

台風19号の関係で、県内自治体、近隣自治体から人的応援要請があり、町職員を派遣いたしました。職員の派遣状況を報告させていただきます。

千葉県富津市と東松山市に家屋被害状況調査に、それぞれ1週間、2名の職員を派遣しました。また、東松山市に災害ごみ搬入・分別に、延べ6日間、6名の職員を派遣いたしました。

11月5日から1週間、若手職員が熊谷市八木橋百貨店におきまして、民間企業派遣研修に参加いたしました。この研修は、公務と異なる民間企業における実務を体験することで、民間企業における経営感覚、コスト意識、接遇や発想方法を肌で感じ、理解、習得すること及び意識改革や視野の拡大を図ることを目的として実施されているものであります。私も研修中に激励に伺いましたが、この研修がふだんの業務のレベルアップ、そして住民サービスの向上につながることを祈念しております。

10月30日、ひまわり保育園において、町長の一泊保育士体験会に参加しました。童心に返り、園児たちと砂場遊び、駆けっこや鬼ごっこ、紙芝居などで交流をしました。保育士さんの通常業務も認識でき、有意義な体験をさせていただきました。子どもたちは町の宝であり、これからの子どもの成長がとても楽しみです。我々が子どもの未来に夢と希望に満ちたものにしてあげるため、改めて子育て支援の充実の重要性を感じました。

最後になりますが、9月定例会以後の重立った行事等について報告させていただきます。

10月10日、プラチナ婚、ダイヤモンド婚、金婚式が挙行されました。対象者は、結婚60周年のダイヤモンド婚が11組、結婚50周年の金婚式が34組でした。

11月3日、上里町表彰式典が挙行され、一般表彰33名の方々が表彰されました。また、同日、ワープ上里において、文化祭が盛大に開催されました。

11月9日、第5回町村対抗ゴルフ大会が上里ゴルフ場で行われ、10チームの県内の町村の参加があり、上里ゴルフ場、上里町のPRとともに、有意義な交流ができました。

11月10日、2019かみさとふれあいまつりが開催されました。当日は晴天の中、8020運動よい歯のコンクール、音楽ステージ、キャラクターショーを初め、各種舞台発表、特産品・農産物の直売が行われ、大勢のお客様に御来場していただきました。

11月17日、第49回上里町消防団特別点検が行われました。この特別点検は、火災シーズンを前に、消防設備の整備の万全を期し、消防団員の士気高揚を図るために行われ、第1から第4分団員が、日ごろの消防操法の訓練の成果を披露させていただきました。

12月1日から14日まで、冬の交通事故防止運動の期間になっております。交通事故の多発が懸念される年末年始に向け、関係機関と協力しながら、会議や忘年会等の席で交通事故防止の啓発に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、お忙しい中、多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。今後とも、町政の推進に当たりましては、議会議員の皆様のお指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（新井 實君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎日程第5 諸報告について

○議長（新井 實君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので報告します。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前9時34分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 一般質問について

○議長（新井 實君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆さん、おはようございます。

議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、防災関係について、教育・保育についての2項目について質問をいたします。

1、防災関係について。

10月12日から13日にかけて通過した台風19号とその後の台風21号は、記録的な暴風雨災害をもたらしました。内閣府非常災害対策本部の集計によれば、12月2日時点で人的被害は、死者・行方不明者を合わせ103名、重軽傷者は484名、住宅被害は、全壊、半壊、一部破損を合わせて4万8,008棟、床上浸水1万7,581棟、床下浸水2万5,628棟です。

国土交通省によると、台風19号による豪雨で、川の堤防が壊れる決壊が発生したのは7県で、71河川140カ所となっています。また、16都県の延べ301河川で氾濫が発生し、浸水した面積は少なくとも2万5,000ヘクタールと、去年の西日本災害を超える記録的な豪雨災害となりました。

当町においては、大きな被害はありませんでしたが、初めて避難勧告が発令されました。黛、金久保、内出、西金、勝場、原、天神、真下、帯刀、五明、長幡、宮本、忍保、八町河原地域に12日午後2時10分に警戒レベル3、4時40分には警戒レベル4が発令され、830人の町民が避難しました。直接避難所に入らずに、車の中で待機していた方や、前もって町外の子どもや兄弟のところへ避難していた方もいますので、かなり多くの町民が、今回の台風では何らかのアクションを起こしたことがわかります。

今回は、何十年に一度と言われた大型台風でしたが、2000年代に入ってから、豪雨災害の頻度が高まっており、新たな災害の発生に向けた対策や備えがいよいよ重要になっていますので、

何点かお聞きしたいと思います。

①防災マップと台風19号の状況について。

台風や豪雨は、地震とは違い、予測ができます。今回も何十年に一度の大型台風が上陸することは、天気予報などでも報道され、繰り返し早目の対策が呼びかけられました。いざというときに安全な行動をとるためには、町の地形や浸水予想状況などを知っておく必要があります。

町が全世帯に配布している防災ガイド・ハザードマップは、2015年の水防法改定後、1,000年に一度レベルの最大雨量を予想して作成されています。

今回の台風19号の降雨量による烏川、神流川の水位は、計画に対してどのような状況であったのか。

台風19号は、低気圧の南西の風と太平洋上の台風21号の風、北海道の東北にある高気圧の東寄りの風の3つがぶつかり合って、激しい上昇気流が生まれたとのこと。湿った空気とともに向きが違った風がぶつかり合うとき、豪雨が起るメカニズムが明らかになっています。地球温暖化のもとで、日本中どこでも今回のような大規模災害による被害が起り得ることになります。

今回、当町でも初めて避難を経験し、町民の関心も高くなっています。防災ガイド・ハザードマップを正しく理解する町民が増えることが、安全の備えになるのではないのでしょうか。そのためには、正しい検証が大事です。

上里町にかかわる下久保ダム、ハッ場ダムと河川の状況、水位の変化など、過去の大きな水害発生時と今回の状況との比較を含め、防災ガイド・ハザードマップをどう読み取るかの学習が必要ではないかと考えるわけですが、町長に考えをお聞きしたいと思います。

②避難場所について。

今回の避難勧告は、賀美、長幡、神保原地域の一部であり、公民館、小学校など、9施設が開設されました。町の防災ガイド・ハザードマップの浸水想定地図表記を見ますと、七本木地域は浸水が予測されない白色です。11月8日の議会全員協議会でも、高低差の関係で、七本木地域は浸水のおそれはないとの説明でした。

今回、避難勧告が出された地域においては、公民館や児童館、学校などが避難場所として開設されました。神保原小学校では、一旦、体育館に避難した後、2階や3階の教室へ移動したことも報告されています。

防災マップを見れば明らかなように、神保原地域では、学校も公民館、児童館も薄いピンク色であり、1メートルから3メートルの浸水被害想定地域です。一方で、七本木地域においては、多目的ホールは開設されましたが、他の公共施設は開設されませんでした。これは、避難所の設定が地震を想定していたためだと思います。地震災害となれば、全町的な避難場所の開設

が必要になりますが、水害の場合には、浸水のおそれがない地域があるわけですので、今後は水害時の避難場所は、地震災害とは分けて計画するほうがよいのではないかと思います。台風の進路や大きさの予想は進んでいますので、より安全な場所を指定することが大事です。

そこでお聞きしますが、浸水の危険がない避難施設のスペースは、何人分確保ができますか。今回、避難勧告が出された、特に浸水被害のおそれが大きい地域の住民が、全員避難できるスペースはあるのでしょうか。町民の命と財産を安全に守る準備が必要だと思いますので、町長にお聞きしたいと思います。

③避難所の備蓄状況と課題について。

9月の決算においても、避難所の備蓄量が目的に達していないとの指摘が総務経済常任委員会からありました。

今回の避難は、避難所開設から解除まで1日で済んだわけですが、実際避難した人からのお話を伺いますと、ビニールシートだけでは寒かった、かたくて大変だった、毛布が足りなかった、アルミブランケットは音がうるさくて落ちつかなかった。体験してわかったことがたくさんあったようです。

災害はいつやってくるかわかりませんが、豪雨災害は夏から秋に集中するわけですので、寒さと同時に、暑さ対策の準備も万全にしておく必要があります。過去にも提案していることですが、避難所となる学校の体育館のエアコンの整備については、緊急防災・減災事業債は地方債の充当率が100%、その元利償還金の70%まで後年度交付税措置されるようであります。緊急な整備が必要ではないでしょうか。

また、停電に備えた住民向けに提供できる非常用電源として、蓄電池は動力燃料が不要で排気ガスも出ないので、場所を選ばず、安全に使えます。蓄電池への充電方法は、折り畳み式太陽光パネルを備えれば、災害時でも継続的に電源を確保できます。長期の避難所生活を想定した場合のプライバシーに配慮した間仕切りや、要支援者や乳幼児に配慮した簡易ベッドや簡易トイレなどの備えや、配慮された場所の確保はどうだったのでしょうか。こうした備蓄物の保管場所が外の倉庫ということについても、避難所開設に直ちに必要になるものについては、避難所の中、もしくは避難所から廊下などでつながった場所に備蓄しておくことも、今後の課題ではないでしょうか。

初めての今回の避難所開設でしたが、備蓄物はどの程度活用されたのでしょうか。避難者に対し、不足はなかったのでしょうか。避難場所それぞれに何人を想定し、最低何日分の備蓄を備えた上で災害時の他市町村や民間との協力支援を想定していくのか、今回の経験を生かし、備えておくべきものの点検も含め、地域防災計画の見直し、より具体的な計画をしておく必要があると思います。

こうした計画策定には男女同数の幅広い意見を取り入れた計画にする必要があると思います
が、町長のお考えをお聞きいたします。

④防災無線について。

町では、3カ年計画で防災行政無線のデジタル改修工事が進んでいます。しかし、既に工事が終わった地域でも、今回の台風の暴風雨の中での防災無線放送は聞こえづらかったという声が多数です。防災無線放送が住民の命を守るべき災害時に聞こえないのでは、防災無線の役割は果たせません。

そこで、緊急時に自治体から強制起動し、屋外拡声器と同じ音声を直接受信することができる緊急起動対応防災ラジオの導入が必要ではないかと考えます。全国でも大きな災害を経験した地域では、防災ラジオの導入が進んでいます。大雪や地震などの発生時においても、危険箇所や道路状況、避難所の誘導など、必要な避難情報をきめ細かく発信できれば、住民も混乱せず、安全に避難準備や行動をとることができます。

こうした防災ラジオの備えについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

⑤災害・減災計画について。

今回、下久保ダムの放流がなかったのですが、ダムが放流した場合はどうだったのでしょうか。今後も大雨情報のたびに水害の恐怖におびえて暮らさなければならない状況は、改善すべき重大問題です。たび重なるダムの放流による深刻な堤防の決壊や越水をなくす対策として、ダムの事前放流については、大きな問題として、今、国レベルでの議論になっていますので、今後進んでいくものと思います。

しかし、1,000年に一度の水害被害を想定している時点で、大災害の発生が想定できるわけですから、その大災害にも耐え得る計画が必要だと思います。

こうしたたび重なる甚大な災害の大もとには、地球温暖化問題があるわけでありますけれども、当面の課題として、人命を奪い、家屋や農地、中小企業のなりわいを根こそぎ奪ってしまうような災害の発生をいかに防ぐか。災害が起きてからの対応よりも、災害を小さくすることに力を入れるべきと考えます。

国交省に対しデータの分析を要求し、雨量と河川水位上昇による越水と、越水による破堤の危険箇所の想定を確認し、未然に防ぐ対策を要望すべきと考えます。

神流川沿いの堤防未整備箇所の問題、烏川の河川敷においては、ゴルフ場は浸水しませんでした。忍保グラウンドは相当水位が上がりました。

第70回利根川治水対策同盟記念大会の決議には、本大会はさき事項の早期実現を期し、国会並びに政府の英断を要望するとして、10項目19の要望が上げられています。その9項目の6番目に、八ッ場ダム建設事業完了後、利根川本川に合流する支川のうち、洪水調整施設を有しな

い鳥川について、その検討を進めることとあります。今回の台風で堤防が決壊した140カ所のうち、8割に当たる62河川112カ所が支流と本流の合流点から約1キロの範囲内だったことは、11月8日付朝日新聞が独自にまとめた結果として報道しています。この治水大会の要望書でも、ハッ場ダム完了後となっているように、ダムの放流を想定した危険の増大が明らかです。

水害による被害は、全ての財産を奪い、不幸な苦しみを拡大させ、復興には時間も財源も莫大にかかります。まずは被害を小さくする堤防の決壊は起こさせない対策が必要です。最悪、越水しても決壊しづらい、耐越水堤防の整備などの堤防強化、河床掘削や河川周辺の樹木の伐採と根っこの撤去など、河川整備事業を計画的に速やかに行うよう、国に強く要望することを町長に求めたいと思います。

その上で、今回の災害被災地でも、災害ごみが大きな問題になっています。あらゆる災害を想定して、当町においても、このような災害は起こしたくないわけですが、災害ごみ処理が混乱しないように、いざというときの仮ごみ置き場を計画しておくことが大事だと思いますが、町長に考えをお聞きしたいと思います。

2、教育・保育について。

①幼児教育・保育の無償化で、不要となる財源の生かし方について。

10月から始まった幼児教育・保育の無償化によって、これまで町が国基準の保育料を引き下げるために負担をしていた費用が不要となりました。その額は、半年分として約1,700万円とことです。この額は、入所家庭の所得や入所児の年齢構成によっても変わってくることでありますが、来年度からは町独自に保育料の負担軽減として実施していた1年分の財源の使用目的がなくなります。

そこで、子育て支援に使っていたこの財源を生かして、今後も子育て支援のために生かしていただきたいと思います。

12月議会には、国民健康保険税の均等割を引き上げる条例改正の提案が提出されています。町長は、子どもの均等割の免除を求めたところ、別の子育て支援として考えていきたいと述べておられました。

国保の均等割問題は、それ自体が重要な問題だという私の考えは変わりませんが、別な子育て支援の必要性を認めている上に、今回の均等割の引き上げですので、そうしたことも考慮して、町長はどのような子育て支援を考えておられるのでしょうか。恒常的に子育て世代の負担を軽減する学校給食費の無料化に踏み出すお考えはないのでしょうか。子育て日本一を目指している町長の考えをお聞きしたいと思います。

②こども食堂について。

こども食堂の始まりは、東京都大田区にある八百屋さんが2012年に朝御飯や晩御飯を当たり

前に食べられない子どもの存在を知ってスタートさせたものです。NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえと全国こども食堂ネットワークが2019年6月に発表したデータでは、秋田県を除く46都道府県に3,718カ所のこども食堂が開設されています。埼玉県内には、2018年8月末時点で164カ所であり、経済的困窮度などで利用者を制限せずに、誰でも利用な取り組みが78.2%を占めているそうです。2019年2月時点では、そのこども食堂が約280カ所に広がっています。しかし、県は、将来的には各小学校に1カ所の800カ所を目指しています。現在、未実施は県内11市町村であり、上里町もその一つに残念ながら入っているわけであります。

こども食堂のメリットは、手づくりの温かい食事が無料、または格安で安心して食べられるということです。

厚生労働省によると、子どもの貧困率は13.9%、7人に1人が貧困状態にあるとされています。手づくりで温かい食事が食べられる場所の提供は、成長期の子どものためには重要です。

こども食堂は、NPOやボランティア、最近は企業として取り組むところもあります。年々増加しながらも、閉鎖するところも出ています。せっかく開設しても、閉鎖してしまう、そういうことに陥らないためにも、全てボランティアに頼るのではなくて、一定の支援の上に協力をお願いする形でのこども食堂の開設を目指すことが必要ではないかと思うわけです。

こども食堂を開設するための課題の一つは、場所です。費用はかからずに、誰でも気軽に行きやすい場所で開設することが重要です。県内でも、公民館など、公的施設での開設が一番多いのは、そうした事情によるものではないかと推測します。また、運営経費、食材の確保などの基本部分は、ボランティアではなく、責任を持って支援する体制が必要です。

そうした整備や基本を決めた上で、子どもたちの居場所づくりを含め、誰でも気軽に立ち寄れるこども食堂をスタートさせることについて、町長にお聞きしたいと思います。

③保育所の次年度申し込み状況について。

次年度の保育所申し込みが10月に行われました。幼児教育・保育の無償化も開始され、より一層入所希望が高まっているのではないかと思います。公立1園、民間5園合わせた定員枠、こども園の教育認定園などを含めた定員に対し、何名の申し込みがあり、現時点で待機児の発生はないのか、定員を超えた過密なスタートにならないのか、希望どおりの入所が可能であるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

④夏場の水遊び場づくりについて。

冬に水遊びの質問ですが、次年度に向けての提案でありますので、お願いしたいと思います。近年、とにかく夏場は暑い毎日が続くことを覚悟しなければなりません。

そこで、夏でも外で遊べる場所づくりとして、5月から9月末までなどの期限を決めて、噴水や噴水ミストで遊べる場所を提案したいと思います。

本来なら、大きな公園の一角に整備されるものなのでしょうけれども、上里町には適した公園が思い浮かびません。そこで、児童館の庭に1カ所でも設置できないかと考えます。

子どもたちの夏の遊び場として、町長にお考えをお聞きしたいと思います。

⑤中学校の制服について。

この件については、3月議会において、ジェンダー平等や防寒対策と動きやすさを考慮して、生徒が自由に選択できるよう、女子のパンツスタイルの導入について質問したところです。各校の制服の改正、運用については、学校が中心となり、生徒、保護者の意向を丁寧に確認し決定していくもので、制服の改正を行う際には、保護者や子どもたちの意見をよく聞き入れるよう、学校、生徒会、保護者、学校運営協議会において検討していくべきと考えていますと、当時の教育長に答弁をいただいたところです。

この間、7月の文教厚生常任委員会の学校訪問で上里中学校にお邪魔したときに、熱中症対策として、上下体育着による授業が行われていました。

大人社会でもクールビズが一般化してきています。少しでも快適に生活する方法を追求することは大事なことです。制服は、何回も変更するべきではないので、パンツスタイルだけでなく、性別の差を極力なくすことを目指したジェンダーレス制服も含め、クールビズや機能性を重視した制服の検討もあってよいと考えます。

その後、制服についての議論は開始されているのでしょうか。教育長にお尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず1、防災関係についての①防災マップと台風19号についてのお尋ねでございます。

防災ガイド・ハザードマップは、水防法の改正により、水害による被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域を想定し得る最大規模の降雨を前提としたものに變更されたことを受け、必要な見直しを行い、平成31年4月、広報と同時に毎戸配布いたしました。

この防災ガイド・ハザードマップには、災害や避難に関する知識や各種災害に対応した対策など、住民みずからが学習し、災害に対する備えを行う手助けとなるよう、学習情報を追加し、災害の発生時に備え、平時から準備することの大切さを伝えたいという考えで内容の充実を図ってまいりました。

これまでも、各地域で実施しました防災講習会などの際、見方や内容について説明してまいりましたが、住民の皆さんがみずから災害に備えるための一助となるよう、引き続き周知の徹

底を図り、いつ発生するかわからない災害に備えてまいりたいと考えております。

今回の台風を参考に、住民の皆さんがとるべき行動や事前の備えについて、わかりやすく説明する機会を改めて設けるなど、周知の方法についても検討してまいりたいと思っております。開催時期につきましては、来年の出水期前をめどに、河川流域の地域を中心に開催を検討してまいりたいと考えております。

最後に、町では今回の台風19号の対応で見えてきた課題等も多くございました。住民の皆様には御迷惑をおかけした部分もあったと思いますが、今回の台風を教訓に、今後さらなる防災対策の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、②避難場所についてのお尋ねでございます。

台風第19号対応における避難所の開設についてでございますが、関東へ接近する前日11日の段階で、関係部局の課長を集めて会議を行い、今後の台風の対応について協議いたしました。

メディアの情報等を収集、分析した結果、大型で強い勢力を維持したまま上陸する可能性が高く、水害のおそれがあったため、河川に近接する地域の安全について重点的に検討し、賀美公民館、長幡公民館、神保原児童館・公民館、多目的スポーツホール、役場庁舎の5カ所で自主避難所を開設することを決定し、最終的には町内9カ所で開設いたしました。

防災ガイド・ハザードマップで示されておりますとおり、七本木地域は他の地域に比べて浸水被害のリスクは少ないと考えられますが、避難する住民の負担を軽減し、速やかな避難を促すことや、町内に均等に開設することなどを考慮しました結果、さきに申し上げたとおり、5カ所を初めに開設したわけでございます。

議員御指摘のとおり、平時から開設する施設を決めておくことは、災害時の迅速な避難誘導に有効であり、避難者の早期支援にもつながると考えております。

しかしながら、災害は、その種類や規模などさまざま、その時々に応じた臨機な対応が重要なので、事前の検討を含め、最適な避難所開設ができるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

次に、③避難所の備蓄状況と課題についてのお尋ねでございます。

避難所は、子どもから高齢者まで男女を問わず、多くの避難者が集まることから、避難所の環境整備は大変重要であると考えております。かたいフローリングの床や粉じんなど、自宅とは異なる環境により、体調を崩してしまうこともあり、暑い夏であれば熱中症、乾燥した冬であれば感染症の蔓延など、さまざまなリスクが想定されております。

こうしたリスクを減少させ、避難者の不安や負担を軽減させるためにも、冷暖房設備や非常用電源を確保していくことが必要であると考えております。

指定避難所のうち、冷暖房設備が設置されていない施設は、町民体育館及び小・中学校の体

育館になりますが、設置から運用まで多額の費用が必要となり、財政負担が大きいことから、施設の老朽化に伴う改修工事などを含め、慎重に判断しなければならないと考えております。

町では、各小・中学校7カ所のほか、あおぞらパーク及びどんぐりの丘公園にも防災倉庫を設置し、水や食料、毛布などを備蓄しております。町の地域防災計画では、地震等の災害に備え、必要な備蓄品を計画的に備蓄することとしており、今年度も買い足しをして必要な量を確保しております。

今回の台風では、当初、自主避難ではありましたが、水や食料を持たない方や雨で濡れて避難した方々の中で、特に高齢者の方や障害を持った方を優先に、限りある備蓄の中で提供することを指示いたしました。これがもし、避難生活が長期化するようであれば、配布の仕方や配布量などに一定のルールを定め、混乱が生じないように、避難所を運営すべきであると考えております。

台風第19号における避難所対応の中で、よかった点、反省すべき点、課題などについて役場内で議論したところでありますが、引き続き備蓄品の提供等についても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、④防災無線についてのお尋ねでございます。

町では、防災行政無線のデジタル化を進めており、令和2年度中には、町内全域に高性能スピーカーを設置する予定となっております。これにより、音質がクリアになり、音達範囲が広がるなど、情報伝達の効率化を図ることができると考えております。

また、デジタル化整備工事に伴い、防災行政無線による放送を聞き逃した場合には、電話自動応答装置により聞き直すことができるシステムを令和2年度末の運用開始と同時に導入する予定となっております。

台風第19号では、防災無線による放送のほか、事前登録制の防災メールに加え、消防団による呼びかけを行いました。消防団は水防団も兼ねており、河川を巡視した結果を随時、災害対策本部へ報告を行ったほか、河川の水位の状況を写真で提供するなど、多岐にわたって活動してまいりました。河川流域の一部地域の中で、高齢者世帯を中心に個別に訪問し、避難の呼びかけも行ったとの報告も受けております。

防災行政無線は、風や雨など気象条件によるほか、締め切った家の中では放送内容が聞き取れない場合があり、周知には課題がある一方で、住民に、同時に、一斉に情報を伝達する手段として大変有効であると考えております。

災害など、緊急時の情報伝達について、防災行政無線による放送に加え、防災メールやアプリ、水防団による呼びかけなど、伝達手段の多重化を図り、迅速かつ正確に情報発信できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、⑤災害・減災計画についてのお尋ねについてでございます。

大規模災害が発生すると、災害廃棄物の問題が大きくクローズアップされてまいります。台風第19号で被災した県内の自治体でも、災害廃棄物処理に苦慮しており、東松山市から埼玉県清掃行政研究会に職員派遣の要請がありました。上里町も、埼玉県清掃行政研究会の一員でありますので、10月25日、11月5日、9日、18日、12月2日に職員を派遣し、災害廃棄物仮置き場等での業務に従事しました。また、12月22日にも派遣する予定となっております。

国では、東日本大震災を初め、近年、全国各地で発生した大雨、台風などの被害への対応から得た知見や知識を踏まえた上で、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定し、平成30年3月に改定いたしました。また、埼玉県においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる埼玉県災害廃棄物処理指針を、平成29年3月に策定しております。

これらの背景を踏まえ、上里町災害廃棄物処理基本計画を策定する必要があると考えております。

烏川、神流川については、国の機関である高崎河川国道事務所が所管しており、堤防などのインフラ整備となると、多額の予算が必要となると考えております。

町としましては、水害による被害を最小限に食いとめるため、私が会員となっております烏川・神流川改修促進期成同盟会において、堤防の早期実現について要望を行っておりますし、また、国や県などの関係機関に対し、早急に必要な対策を実施いただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、2、教育・保育についての①幼児教育・保育の無償化で不要となる財源の生かし方についての御質問にお答え申し上げます。

今年10月より実施となりました幼児教育・保育の無償化制度であります。制度開始後間もない状況ですので、利用実態の推移を見守っているところでございます。

来年度予算に関しましては、現時点の見込みであり、今後の利用実績や保育料の変更があった場合には、大きく事業費が変動する可能性もあります。このような不確定要素の中で、幼児教育・保育にかかわる財源の増減について申し上げることは難しい状況であります。また、町負担額が減った場合におきましても、各施策は町全体の予算の中で優先順位をもって総合的に勘案し、実施されるべきものであると考えております。

給食費全額無償化につきましては、本年6月議会において、町内優良企業の転出に伴う税収の落ち込みを含め、財政状況を総合的に見きわめ、政策を実施していく必要があると答弁させていただきました。現時点でも、移転に伴う影響は確定しておりませんので、状況を見守っているところでございます。

なお、小・中学生を対象とした給食費につきましては、既に扶助費の中で1,700万円を就学

援助等として支援しており、給食費全額無償化を実施した場合に、さらに毎年約1億円の経常経費の増額となります。

また、国保税の18歳以下の子どもの均等割の減免についてでございますが、少子化は国全体の問題でありまして、全国知事会を初め、各関係機関、団体から、国保保険料の均等割の軽減について要請がされております。当町におきましても、国の制度として確立していただけるよう期待しながら、町全体の子育て関連施策の中で子育て支援を図ってまいりたいと考えております。具体的に、子育て支援策の一つとして、今年4月より、18歳までの医療費無償化を開始したところでございます。

以上のことを踏まえ、町全体の財政状況と各種事業を総合的に勘案していかなければならないと考えております。町としましては、財政のさらなる健全化を推進し、引き続き企業誘致などに積極的に取り組み、雇用の確保、定住者の増加に努め、税收確保による財政基盤の安定化を図ってまいりたいと考えております。

今後も、子育て支援日本一の町を目指して、持続可能で、より有効な子育て支援策の実施に向け、尽力してまいりたいと考えております。

次に、②こども食堂についての御質問にお答え申し上げます。

無料、または定額で食事を提供するこども食堂への取り組みが広がっており、社会的にも注目を集めています。地域とのつながりを持ち、将来に向かって子どもが夢を育てる場であるこども食堂に関しては、就任以来、早期に実現したい事業として考えておりました。

埼玉県の調査によると、平成30年8月31日現在、県内でこども食堂を設置している市町は43に上り、こども食堂の設置数は123カ所となっており、その後も数が増えているようでございます。近隣の市町の設置状況についてですが、本庄市においては、民間のボランティア団体が市内の空き家を利用して、月に1回開設しているようです。また、神川町においては、小学校区域に一つの設置を目指しているようで、現在、丹荘小学校区域に設置されているこども食堂については、小学校に近接する学童保育の施設を利用して開設され、月に1回、土曜日の夜に開催しているようであります。一方、青柳小学校区域においても、12月下旬に開設される予定で、小学校に近接する地域のふれあいセンターにおいて月に1回、毎月20日に開催されるようであります。

貧困家庭、孤食などの子どもたちの食事にかかわる支援のほか、世代間交流、食育、学習支援などにもつながり、子どもの生きる力を育むこども食堂には、私もかねてから関心を寄せてまいりました。地域における人と人とのつながりが希薄になっている中で、ふだんはかわりを持たない子どもや高齢者などが世代間交流を行い、日常生活では経験できないことを通してそれぞれの参加者の心を豊かにし、活力をもたらすこども食堂は、地域をつなぐ大切な役割で

あると認識しております。

地域での大切な役割を担うこども食堂の運営には、ボランティアの力が不可欠になってまいります。ボランティアの方が自主的に運営にかかわることが、長期的に継続させるためには必要であると考えております。

近隣の市町において、こども食堂を開設するに当たり、開催しているセミナーには、主催する側が予想以上の人数が参加していることからもうかがえるように、当町においても、こども食堂に関心を寄せている方は潜在的に相当数いらっしゃると思われ、そうした人材の掘り起こしが必要であると感じております。

町といたしましては、今後、そうした方を対象にしたこども食堂開設のきっかけづくりとなるセミナーを町、社会福祉協議会との共催で開催するための準備を進めていくとともに、埼玉県を初めとした関係機関と協力、連携しながら、こども食堂の開設に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、③保育所の次年度申し込み状況についての御質問にお答え申し上げます。

上里町では、保護者の就労等により、保育の必要性のあるお子さんに対し、保育所等を利用していただいております。今年度4月1日現在で、ゼロ歳から5歳までの児童1,259人のうち、698人が保育所等に在園しており、そのうち、町内保育所等には590人の児童が入所しております。

来年度4月の保育所等の入所手続については、9月に広報、ホームページにおいてお知らせし、継続して利用する方には、通園している保育所等を通じて通知を配布いたしました。申し込みについては、10月31日で締め切ったところでありますが、今後は申請内容に基づき、保育所認定の審査を行い、その後、入所調整をする予定となっております。

申し込み状況ですが、町内保育所等への入所希望は、新規で94人となっております。年齢別では、ゼロ歳児19人、1歳児41人、2歳児12人、3歳児13人、4歳児7人、5歳児2人となっております。また、第1希望で管外保育所へ新規入所を希望しているのは、ゼロ歳児が4人、1歳児が7人、2歳児が1人、5歳児が1人で、計13人となっております。継続利用の申請は、現在の入所状況から、500人程度と想定され、児童数の減少数を考慮しますと、入所申し込み状況は例年どおりであると考えております。

今年度、幼児教育・保育の無償化が実施される際には、3歳以上の全ての子どもの保育料等が無料となることで、保育所等の入所希望も増え、入所ができない状況となってしまうのではないかと懸念もありましたが、現在のところ、無償化により待機児童が発生するような影響はないと考えております。

これから管外希望も含めまして、入所の調整を行ってまいります。保育所等の入所に対し、

保護者の希望に沿った形となるよう、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

多くの子育て世代の方に、子育てと就労の両立を図り、安心して子育てしていただくため、引き続き質の高い保育が提供できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、④夏場の水遊び場づくりについての御質問にお答え申し上げます。

町では、屋外での親子の水遊び場として、あおぞらパークを初め、公園の整備を実施したところではありますが、近年の猛暑の中では、熱中症や遊具によるけが等の予防から、夏場は利用者が少ない状況になっていると聞いております。

また、第2期上里町子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、昨年度実施したニーズ調査においても、項目の中でも、73.9%の人が「子どもの遊び場が少ない」と答えており、子どもの遊び場が求められていることを大変認識しております。

議員御提案のとおり、水を活用した遊び場があれば、子どもたちは夏の暑い時期にも屋外で思い切り遊ぶことができるのではないかと、私も考えているところであります。さらに、水遊びは、幼児期から水に触れ、なれることでプール遊びをするようになり、全身運動により五感を使うことで、好奇心や感受性が育つと言われている意味からも、大切なことであります。

乳幼児の遊び場である児童館において、水を活用した遊びが提供できないかとの御質問であります。各児童館では、平成30年度から始めた子育て支援ルームが、ホームページやチラシを作成したことにより周知され、来館者も増え始めたところでございます。

来館する親子の意見を尊重し、あわせて、水に対する安全対策などを調査し、水を活用した遊びの実現方法については、多方面から検討してまいりたいと思っております。

以上で私からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 教育長の埴岡でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、沓澤幸子議員の2、教育・保育についての御質問についてお答え申し上げます。

⑤中学生の制服についての御質問にお答えを申し上げます。

女子の制服に、スカートだけでなく、スラックスも選択できるようにすることについての進捗状況ですが、上里町内中学校2校において、女子生徒用のスラックス導入について、生徒の多様性への配慮や、制服で活動するときや自転車の運転時などの動きやすさの面、防寒対策の面など、スラックスの機能面の利点もあることから、制服の選択肢を広げられるよう取り組んでまいりました。

現状では、各中学校及び関係業者と検討を重ね、他地区で導入しているスラックスを導入していくことで進んでおります。

4月入学の1年生につきましては、1月に各中学校で開催される新入生説明会にて、導入説明とサンプルを提示する予定でございます。在校生につきましては、2月から3月に導入についての説明及び購入希望を取りまとめ、4月からスラックス導入の予定でございます。

また、暑い時期の制服着用については、熱中症対策の一つとして、気温が上がる6月中旬より、登下校時や授業中において、原則の制服着用ではなく、半袖、ハーフパンツの着用を許可し、声かけ推進をしております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問をしたいと思えます。

防災関係の1点目でありますけれども、かなり詳しく確かに書いてあるんですけれども、やはり住民と話をしていますと、ちょっとやっぱり地形を考えていなくて、未整備のところから決壊した場合に、関越道が防波堤になってしまうのではないかと、そういう意見もあったりしたわけなんです。それで、やっぱりこれをよく読み解く説明会をしていただくことはわかったんですけれども、それとあわせて、やっぱり1,000年に1回レベルというレベルに対して、今回の状況がどの程度だったかということを、それぞれ町民が知ることが、ああ、今回でこのぐらいだったら、もっと大きな事態も想定できるんだとか、1,000年に1回の状況のレベルがわからないわけですね。ですから、そういうことをもうちょっと具体的に、高崎河川事務所の職員の方に来ていただくとか、そうした、より具体的な知識が必要ではないかと思うんですけれども、その点についてお願いしたいと思えます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の御質問に対して申し上げたいと思えます。

今回の台風19号につきましては、議員の皆さん初め、大変、町内の皆さんに大変御協力と御支援をいただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げたいと思っております。先ほども答弁申し上げましたとおり、人的な被害が全くなかったということで、これも皆様の日ごろの防災に関する避難勧告、避難指示、そういったところで、避難準備、そういったところで俊敏に830名の方が避難所、また、それ以外の方も、先ほど議員から話ありましたように、近隣の親戚等に避難したということでもあります。

この防災にマップについても、今年の４月に配布しまして、何とかこの防災マップを住民の皆さんに意識づけを持っていただきたいということで、サイズもちょっと大き目の、普通のＡ４サイズではなくて、やはり自宅において日ごろから防災意識を高めるということで配布させていただきました。これが少し活用できたかなと思っております。

防災の講習等につきましては、高崎河川国道事務所ですか、そういったところと連携して、講習会等の実施は考えていきたいと思っております。国の機関が管理しているわけですが、河川については。管理しているわけですが、熊谷气象台等も含めて、こういった日程や講習内容について調整して、講師をお願いして実施したいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 沓澤幸子議員。

〔１２番 沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君） ②番の避難場所についてなんですけれども、決めたからしっかりそのとおりにやらなければいけないという足かせになっても困るんですけれども、やはり計画はきちっとしておきながら、柔軟性というのが必要になると思います。

それで、全町民が安全に避難する場所としては、やっぱり身近な学校とかいうのが一番いいとは思うんですけれども、住民としても一番身近な学校が行きやすいとか、そういうのは感覚的にわかるんですね。でも、水害に対して言えば、絶対安全の確率が高い七本木地域が開設されないということは、やっぱり神保原で小学校で２階、３階に行って、車でみんな避難していますね。車は浸水のおそれがあるわけです。人命と同時に、少しでも町民の財産を守ろうというふうになれば、それぞれの避難場所を想定しながら、水害に一番弱い地域の住民が七本木地域にどのぐらい、１００％避難できるのかとか、住民に対しても、水害の場合にはこういう、ふだんの避難場所はここだけでも、水害に関しては、やっぱり浸水しない地域に来ていただくこともあるということを周知すれば、やっぱり守れるものも増えるのではないかなというふうにいるんですけれども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の避難場所についての再質問でございます。

町としましては、指定避難場所ということで決めておるわけですが、沓澤議員おっしゃるように、想定される災害というものが１，０００年に１回ということになると、かなり広域的な視点で避難場所を考えなくてはいけないということでもありますので、そういったところを含めて、また、民間施設の活用も含めて、今後検討して計画の中に織り込んでいきたいと考えております。

また、物資の提供や集積場所等も含めて、協力関係とか協定を結ぶ、民間施設であれば協定を結ぶことも必要であると思いますので、今後そういった中で、災害の想定されるケースによってもいろいろあると思いますが、そういったところも含めて検討させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（新井 實君） 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 避難所の備蓄状況と課題についてでありますけれども、今回初めて経験して、さまざまなことがわかって、町も一生懸命、もう既に民間の協定も増やしたりと努力をさせていただいているようであります。やはり防災計画ですね、地域防災計画も、よく見ますと、大変細かい計画があるわけですが、やっぱりもう少し具体的な、要支援が必要な人への支援体制だとか、1回避難してから移動してもらうというようなことがないように、そうした人たちや乳飲み子を抱えた人たちは、あらかじめそういう人が来たらこちらに誘導しようとか、そうしたあらかじめの想定だとか、そうしたことが今後の課題としては大きいかなというふうに思ったりしているところです。

もう少し具体的な、大体想定人数に対してこういうふうに決めていきますよということもあるわけですが、それをより具体化していく計画が必要ではないかなというふうに、これを見て思ったわけです。それで見直しをかけていく必要があるのではないかなと思ひまして、そうした見直しの中に、やっぱり男女が同数ぐらい含まれて掘り下げた議論をしていただければというふうに思うところなんですけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の避難所に対する収容可能人数とか、そういったところの観点でございますが、公共施設の場合には、あらかじめ地域防災計画の中に、収容人数とか、想定されることがあるわけですが、対象者によって、例えば車椅子とかそういった方が来た場合とか、いろいろなことが想定されまして、必要となるスペースが十分行き渡るかというのは、そのときの状況によって変わりがあるかと思いますが、個別に判断する必要もあるかと思ひますので、こういったことも含めて、今後計画の中に進めてまいりたいと思っております。

また、今後、防災分野等においても、施策や方針等で女性の参画を含めた、今回もちょっとペットを避難所であるということがあったんですが、その点も十分でなかったということが今回反省の中でも言われていますので、課題として言われていますので、そういったところも含めて計画の中に織り込んでいきたいと思っております。

また、こういった視点で、女性の視点でこの防災計画なども必要だと思いますので、そういった女性の参加を含めて今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 4番と3番にもちょっとかかわる部分でもあるんですけども、デジタル化が来年度をもって全町に行き渡るということですよ、防災無線のね。しかしながら、今回、やはり天気がよければかなりよく聞こえるんですけども、本当に聞き取れなかったという声が多いんですね。いざというときに聞き取れなくて、聞き取れない場合は聞き返すことができるよというわけですけども、圧倒的に聞き取れなくて、電話回線が混乱しないのかとか、やっぱり二重、三重に、そのことでいらいらしたりとか、やっぱり防災無線は1回に全町に行き渡りますけれども、確かに聞こえたかなどうかなと不安で放送するのと、防災ラジオも全町に配布すれば、一斉に届きますので、安心して、ああ、全町にこの大事なことを届けたと。

今回、県内で1カ所、ラジオの導入を……、加須市ですね、加須市がラジオの、今回の事態でラジオを導入することになったわけなんですけれども、やっぱりラジオを導入しておけばよかったということがないように。災害で命が奪われたり何かあったら、後悔では済まないと思うんですよ。何を置いても、やっぱり全町に安全に避難していただく体制をとることが大事ではないかなと思います。支援が必要な人に対しても、ここに避難してくださいというふうにすれば、職員も、こっちでも車椅子の方が来て困ったとか、そういうことがなく、きちっと対応できる場所に避難していただけると、そういうふうになると思いますので、是非導入の検討をしていただきたいと思うんですが、再度お願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の防災ラジオについての御質問でございます。

私も、加須市の防災ラジオ対応というのは、読売新聞で拝見させていただきまして、ただ、この防災ラジオはFMの電波で受信する仕組みだと伺っています。上里町は今、先ほど説明しましたように、防災無線のデジタル化ということで、デジタルの情報を各基地に配信するという状況であります。これはちょっと、防災ラジオとはちょっと仕組みが違っていますので、このデジタル化に移行するということであれば、防災ラジオはちょっと難しいなということで、今後、移行した段階で、戸別受信機や戸別受信機にかわる機器、そういったものがあるかどうか、費用対効果を見きわめながら、情報を伝達するツールとして機器をどうしたらいいかというのを、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の台風で、堤防が決壊したところが非常に多くて、県内の3カ所の堤防の決壊の原因も、越水によって堤防の裏側が削り取られた、そういう判断が示されています。やっぱり越水だけで済むのと決壊するのでは、災害の大きさが全く変わってくるわけで、これを何とかしてもらい必要があると思います。

それで、ハッ場ダムができたことによって被害が少なく済んだのではないかと、いろいろなこともあるわけですが、ハッ場ダムについて言えば、10月1日から試験湛水を始めて、今回、関東地方整備局の発表では、水量は7,500万立方メートル貯水できたそうです。しかしながら、実際洪水調整容量は6,500万立方メートルで、その差は1万立方メートル。ですから、本格運用すると、今回が本格運用されている上に降ったならば、もう放流という危険があったわけなんですよね。そういうこともありますし、一方で、国交省が定めている利根川の河川整備計画ではかつていきますと、ちゃんと計画どおり河川が維持されていたならば、約70センチほど水位を下げることはできたという、そういう調査結果も研究者などが行っているところです。

ですので、今までもずっと期成同盟で要望してきましたよということもありますけれども、それでも河床がそういうふうになり続けてきたという結果が出ているわけでありますので、やはり力を込めてそういう状況を解除していくように強くお願いしたいと思うんですよね。

再度お願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 烏川の河川についての御質問でございます。

私も非常にこの現場を何回見まして、無堤防区間もあるということで、既に国のほうにも個別にお願いしております。これは国会議員も通して現場を見ていただいて、この無堤防区間についても、今後、国の力をお願いしたいということと、先ほどいいましたように、烏川期成同盟会等ありますので、同盟会の会員の市町村の首長と、この辺も協力関係をやっていきたいと思っております。

また、私も現地をよく見ますと、砂利をしゅんせつすれば、もう少し河床を、議員おっしゃるように、しゅんせつする時期かなと思っております。そういったことも踏まえて、先ほど言った防災面の観点から、この堤防等を強化していきなり、また河床をしゅんせつして、水量の、のみ込む量を調節できるような形で、国へも要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ちょっと時間がなくなりましたがけれども、教育・保育について1カ所お願いしたいと思います。

幼児教育・保育の無償化に伴って、今まで使っていた子育てのための財源が多少なりとも、しかし、それは余ったお金ではなくて、一般財源の中からももちろん生み出して使っていたという。しかし、前回、この負担がなくなった部分を子育て支援のために使っていただきたいというふうに要望したところ、町長はそういうふうに考えていきたいということでありました。

さまざまな一般会計の中で財源も含めて、いろいろ検討すべきことはあるのは重々わかっていますけれども、町長も子育て日本一を目指しているわけですので、やはりうまくそれを生かすという観点に立って、あれも大事だし、これも大事だし、優良企業がいなくなったからと理由づけに逃れるのではなくて、では、本来であれば保育のために使っていたお金なんですから、せっかくのものを有効活用するという観点で是非検討していただきたいのですが、お願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員からの幼児教育の無償化に伴う財源の生かし方についての御質問であります。

私も政策の中で給食費の無償化を掲げていました。このことについては、約1億円かかるということであります。町の税収について一番気になるのは、先ほど言った企業の移転に伴う税収の減、それからまた、神保原駅前についても、まだスーパーが移転したその後がどうなるのか、あそこがどういう形で税収に影響を与えるのか、そういったところもまだ見きわめない状況であります。また、この幼児教育・保育の無償化は10月に動き出したばかりですので、そういった沓澤議員と、私もどういう形が一番いいか、小中全部でやるのか、それとも中学校だけやるか、小学校だけでやるか、幾つかのパターンが無償化にもあると思うんですね。そういったことを今、検証していますので、来年度以降、少しそういったところも前向きに、また、無償化を始めたら、これは途中でやめますというわけにいきませんので、そういったところの見きわめをしながら慎重にやっているところでございますので、是非御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 52 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11 番納谷克俊議員。

〔11 番 納谷克俊君発言〕

○11 番（納谷克俊君） 議席番号11番納谷克俊です。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、監査制度の充実強化についてであります。

細目といたしまして、法改正による変更点等について、事務局体制について、年額報酬の見直しについての3点となります。

以下、順に伺ってまいりますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

初めに、法改正による変更点等についてを伺います。

第31次地方制度調査会は、内閣総理大臣より、人口減少社会に的確に対応する3大都市圏及び地方圏の地方行政のあり方及び議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方について諮問を受け、審議が進められ、平成28年2月29日の総会において、答申を取りまとめいたしました。後段のガバナンスのあり方について、人口減少社会において、最少の経費において最大の効果を挙げるよう地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる中で、長、監査委員等、議会、住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを生かし、事務の適正化を確保することが重要とされました。

それらを背景として、平成29年、法律第54号、地方自治法等の一部を改正する法律が可決、成立して、ガバナンスのあり方として、1、内部統制に関する方針の策定等、2、監査制度の充実強化、3、決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備、4、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等が図られました。

監査制度の充実強化については、監査委員は、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表するとなり、監査基準の策定について、国が指針を示し、必要な助言を実施するとされました。また、勧告制度の創設、監査専門委員の創設、議選監査委員の選任の義務づけの緩和、条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和等の見直しが実施をされ、監査基準の策定、公表については、令和2年4月1日施行となっております。

これまでも全国町村監査協議会では、標準町村監査基準の概要を示したところではありますが、その基準を自団体に適用するかどうかは、各団体の判断となっており、監査委員の裁量に委ねられていたことから、差異が生じていたものと思います。

そのような中、本年3月29日、総務省自治行政局長より、監査基準について総務大臣が示す指針の策定について、都道府県知事宛てに通知がありました。

上里町における監査基準については、ここで示された基準案に則した内容のものになると思いますが、その策定の進捗状況、上里町監査委員としての独自性、公表の方法について、代表監査委員にお伺いをいたします。

監査委員と議会は、双方とも地方公共団体の執行機関をチェックする役割を担っている点で共通しておりますが、内閣官房内閣人事局の川端氏の著作を引用いたしますと、監査委員は財務管理や経営管理等の専門的見地から、地方公共団体の長等の執行した事業について、事後的にチェックする機能が求められており、他方、議会は本来、地方公共団体の行政全般にわたって、事業の効率性や他の選択肢の有無といった幅広い見地から執行機関をチェックする機能が求められております。

第31次地方制度調査会における議論において、議選監査委員の有用性についても触れられていたようですが、他方、監査委員は、より独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくべきとの議論があったようであります。そこで、条例により、議選監査委員を選任しないことができるとしたわけであります。もちろん、議会内部でも、今後議論していかなければならない問題であることは十分に承知をしておりますが、監査機能の充実強化、さらなる独立性の担保などの観点から、識見監査委員を2人とし、議選監査委員を選任しないとする選択肢について、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、事務局体制について伺います。

監査制度体制の充実強化を図る上で、監査委員事務局は、監査委員の職務を補助する機関として、重要な要素であります。

町では、平成18年4月から、事務局長を含む議会事務局職員3名が監査委員事務局を兼務しております。新庁舎完成に伴う機構改革で、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価委員会事務局をもってする行政委員会事務局が独立して置かれ、以降、平成18年3月に廃止されるまで、行政委員会事務局は、局長を含め3人の職員が配置をされておりました。その間も議会事務局においては、現在同様の3人体制でありましたが、行政委員会の業務の偏在、定員管理による職員の減少等において、監査委員事務局は議会事務局へ、他の委員会事務局は総務課へと移管され、現在に至っておると認識をしております。

本来であれば、以前のように、独立して行政委員会事務局を設置できることが最善であると

考えますが、町の規模や業務の偏在、限られた職員数では難しいのが現状であります。

県内町村を見渡しますと、総務課職員が監査委員事務局を兼務している事例が、比較的多いようであります。しかしながら、監査委員事務局は、職務の性質上、町長部局からの独立性が確保されることが望ましいことから、総務課等の町長部局が兼任するよりも、議会事務局が兼任するほうが、よりベターな選択肢であると思っております。

現在の議会事務局の体制を維持しつつ、監査制度の充実強化を図るために、監査委員事務局、議会事務局兼務の上で、1人増員をして、事務局を4人体制にすることを提案いたしますが、町長はいかがお考えでしょうか。

最後に、年額報酬の見直しについて伺います。

監査委員は、例月出納検査、定期監査、決算審査やそれらに伴う事前調査や取りまとめ、県や郡市監査委員協議会の総会や研修会など、登庁される日数も相当数に上り、また、在宅での調査研究にも多くの時間を割かれていることと存じます。

現在、町では代表監査委員が年額22万7,000円、議選監査委員で年額16万7,000円の報酬となっております。監査委員の負う職責や実執務日数から勘案しても、現在の年額報酬は少な過ぎるのではないかと感じているところでありますが、この際、監査委員さんの報酬も含め、上里町特別職議員報酬等審議会を開催し、特別職の報酬を見直していくべき時期に来ていると思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

以上で初めの質問を終わります。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1、監査制度の充実強化についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①法改正による変更点についてでございます。

納谷議員御指摘のとおり、地方自治法等の一部を改正する法律により、監査制度の充実強化に関する法改正が行われたところでございます。主な改正点といたしましては、監査基準の策定が義務づけられたことや、監査委員が監査結果の中で必要な措置を講ずるよう勧告できる権限の追加、また、議員から監査委員を選出しないという選択ができるようになったことなどがございます。

いずれにしましても、一連の監査実施について、より充実した精度の高いものとするための法改正が行われたものと認識しております。

法改正による変更点などについて、詳細につきましては、後ほど小島代表監査委員よりお答

え申し上げます。

初めに、監査委員の選任に関しましてお答え申し上げます。

監査委員の選任にかかわる改正点といたしましては、監査委員の専門性を補完するため、必要に応じて調査を委託できる監査専門委員を選任できることや、さきに述べましたとおり、議員より監査委員を選任することの義務づけが緩和されたことが挙げられます。

議員より選出された監査委員につきましては、これまで、町民を代表する立場として幅広い見地から監査等に携わっていただいております。法改正により、議員より選任される監査委員が必須とされなくなり、かわって、多方面にわたる行財政運営に専門的な識見を有する人材を選任することについては、監査の質をより高めることが期待されていますが、人材確保の課題もあり、また、議会とも十分な議論を重ねるべき案件であると考えております。

続きまして、②事務局体制についてお答え申し上げます。

現在、議会事務局には、局長を含め3名の職員がおり、監査委員事務局を兼任しております。全国的に見ると、町村では監査事務を議会事務局で持っている自治体が多いと思われます。県内町村では、人口3万人規模の議会事務局は、3から4名の職員数で監査事務局を兼任している団体もあります。

先ほど述べたとおり、今回の自治法改正は、監査制度の大きな転換期と認識しております。組織体制の充実を図り、監査制度の強化、監査基準の策定は大きな課題であります。役場職員の定員も限られており、定員管理計画、業務量、実施施策等を総合的に判断し、組織全体のバランスを考慮しながら、次年度の人事、組織体制を構築してまいります。

続きまして、③年額報酬の見直しについてお答え申し上げます。

上里町の監査委員の報酬は、識見を有する者が年額22万7,000円、議会推薦が年額16万7,000円でございます。埼玉県内の町村の学識経験の監査委員報酬月額を比較したところ、最高額は月額4万5,000円で、最低額は1万2,500円でした。上里町は、月額に換算すると1万8,900円になり、県内町村の中では低い団体に入ります。

現在、監査委員さんは非常に熱心に町の監査業務に取り組んでいただいております。現状の業務量、勤務日数を考慮し、他市町村との比較を行い、同規模自治体の報酬額を参考にし、検討してまいりたいと思っております。

続きまして、①法改正による変更点等について内容の詳細につきましては、小島代表監査委員よりお答え申し上げます。

以上で答弁終わります。

○議長（新井 實君） 次に、代表監査委員の答弁を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 小島 崔君発言〕

○代表監査委員（小島 崔君） 代表監査委員の小島でございます。

地方自治法等の一部を改正する法律により、監査制度の充実強化に関する法改正が行われたことに伴う今後の対応について、お答えを申し上げます。

これまでの監査制度では、実施方法に統一基準がなく、各自治体の監査委員の裁量に委ねられていたため、その状況に差が生じておりました。

今回の法改正では、監査委員が監査を行うに当たっては、監査基準に従うこと、その監査基準は監査委員が定め、公表すること、また、監査基準の策定等については、総務大臣が指針を示し、必要な助言を行うこととされました。

この法改正への対応といたしましては、まず、令和2年4月1日より施行となる監査基準の策定、公表について、現在準備を進めている段階でございます。総務大臣より示された指針は、監査のあり方の原則を明文化したものであるため、これに則した基準の策定を想定しております。

また、基準により、町の年間監査計画を策定するに当たり、これまで実施してきた例月出納検査、定例監査、決算審査等に加え、町が発注する工事等の進捗に合わせて、必要に応じ随時監査を行うことも検討しております。また、各種業務にかかわる契約書類等についても、手続や内容の詳細な確認が必要であると感じております。

監査の実施については、自治体の規模やかかわる職員の人数により、非常に幅があると認識しております。関係書類の確認や調査を行うことに当たりまして、より厳密な精査を行うためには、相応の事務局体制が必要と思われますが、現状では難しい面もございます。

町の状況等を勘案しながら、何をどこまで行うのかというところが独自性ということになると思います。監査計画や実施要領のような形で決定するのが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

答弁ありがとうございました。

小島代表監査委員に少し再質問をさせていただきたいと存じます。

今ほど、何をどこまでということが今後の課題だろうというお話でありました。一番、最もそこが独自性というところではあると思います。しかしながら、やはりどうしても監査基準というものに関しては、恐らく総務大臣が示したものが、何の条例案等でもそうなんですけれ

ども、その文言を上里町に合うように変えていくというのが実情になってくると思うんですが、都道府県監査委員協議会のほうでは、そういったことをしてしまうと、各市町村、各自治体の規模や行政内容、レベルなどが異なる中で、統一することによって、あまねく妥当な部分の基準化にとどまる可能性が高くなってしまう、そのようなものは有効ではないという見解を示されておるということですが、基準はあくまでも総務大臣の指針で、それにぶら下がるような形で監査計画や実施要領というもので町の監査委員としての独自性を発揮していかれるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（新井 實君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 小島 崔君発言〕

○代表監査委員（小島 崔君） 具体的には、従来やっている監査では、例月出納検査とか、それから定例監査とか、それから決算審査とかやっているわけですがけれども、その監査以外に、随時監査をしていきたいというふうに一応考えています。それは総務大臣の基準の案の中にも入っているわけですがけれども。具体的には、さきに述べましたとおり、工事やその他の各種契約について、手続とか、それから金額の確定だとか、そういうことについて、その内容が妥当性をより丁寧に確認したいというふうに考えています。それから、もう一つは、各種補助金とか交付金があるわけですがけれども、それが適正に執行されているかどうかとか、あるいは有効に運用されているかどうかとか、そういうところについても、重点的に見てまいりたいというふうに感じています。実施内容として、さらに厳密に支出命令書とか、そういうものについても、証票の1枚1枚確認をしたい、あるいは精査をしたいというふうに考えています。

したがって、何をどうするかというところなんですけれども、それは優先すべき事項を整理して、最大限有益な監査をやっていきたいというふうに考えています。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

本当に、先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、小島代表監査委員におかれましては、本当に熱心に例月や決算や定期監査、それのときだけではなく、その前後も本当に調査研究をしっかりされているなど、私が登庁するとき、必ずその近辺には小島代表監査委員さんが登庁されておまして、資料を見入っている姿を見て、ああ、すばらしい方だなと、常日ごろ思っているところであります。

そこで、これから随時監査も取り入れていきたいということでありました。工事検査もそうですし、また、出資団体、補助団体、そういったところも、理論上は監査に入るわけでありまして、そういうこともしていくべきだなと思います。また、証書類、支出命令書までも見てい

きたいということでありましたが、現在、私も監査委員、お世話になっていたわけでありまして、町の監査委員、また広域圏の監査委員、そしてまた、給食組合の代表監査委員もお世話になっております。その中で、本当に町が一番細かいところで、さらにそれを今の体制よりも細かく見ていくとなりますと、もちろん、監査委員さんお二人の負担も大きくなりますし、それに伴い、事務局の負担という言い方はおかしいかもしれませんが、事務量も増大することとなってくると思います。

その中で、先ほど人数的にも限られている、町とのことも考慮しながらということでしたが、代表監査委員としては実際、もう少し踏み込んでやるには、やはり職員が足りないとか、そのような思いはありますか。これはもちろん監査委員は執行機関ですので、監査委員としての、町も執行機関です、監査委員も執行機関でございますので、率直なお話が伺えればありがたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 小島 崔君発言〕

○代表監査委員（小島 崔君） 先ほどお話ししましたように、何をどこまでやるかということですね。そうなりますと、今の体制では難しい面も出てくると思います。その対策としては、先ほど納谷議員がおっしゃったとおり、職員を増員するとか、または我々監査人を増やすとか、あるいは監査人の勤務日数を増やして、先ほど言った何をどうやるべきかということ計画立てていくということになると思いますけれども、これについては、事務局ともよく相談して、これから決めていきたいなというふうに考えています。

よろしいでしょうか。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

その上で町長にお伺いしたいと思います。

まず、ただいま代表監査委員から、今後監査をより充実強化していくには、今の体制では厳しいのかなというお話があったかと思います。これは監査委員事務局のお話をしておりましたけれども、表裏一体で、議会事務局も兼ねておるわけでありまして、もちろん監査に力を割けば、限られた人的資源の中で、議会のほうがウエートが小さくなると。議会を一生懸命やれば、監査が少なくなるのかなという気はしておりますが、議会事務局としても、やはり人員的にはもう少し欲しいなと。恐らく大きい町や市議会レベルでは、かなり議会の事務局の調査機能も充実しております。町ではほぼ、その部分に関しては議員個々の能力に、資質といいますか、能力に頼っているところが大きいかなと思うんですけれども、先ほど町長は、埼玉県の町村の

中では、3万人を超すところでは議会事務局を兼務しているところもあるし、3人ないし4人のところがあるというお話だったと思うんですが、私が調査した限り、3万人以上の町になりますと、ほとんどが議会事務局は専任だと思います。そして、議会事務局、監査委員事務局を兼務しているのは、恐らくなんですから、上里町と寄居町になるのかなと思うんですね。寄居町に関しましては、人口規模、若干、2,000人程度でしょうか、多くなってくると思いますが、寄居町では監査、議会兼務をして4名体制となっております。

また、全国町村監査委員協議会が平成31年3月、今年ですね、3月に取りまとめた町村等監査委員に関する実態調査の研究概要という中でも、いろいろ細かくまとめられていまして、全国の町村の中で専任が68、議会事務局と兼ねているところが613、町部局と兼ねているところが113ということで、埼玉は比較的小さいところが総務課、また財政系が兼ねているところが多いんですけれども、全国とやや同じ流れなのかなと思うんですが、その中においても、やはり人口が3万人前後、超えている町では、議会と兼任して、それでも3というのは、やはりどちらも見劣りしてしまうなど。せっかく能力の高い職員さんでありまして、3人でお互い力を割くというのは、余り好ましくない、町部局を、また教育部局を監視していく機能としては、力不足になってしまうのかなという思いがありますし、なおかつ、今後さらに、今でも実勤務日数が多い中で、監査委員さん、さらに今後、監査活動を増やしていくということですから、非常に厳しくなってくるのかなと思うので、是非監査委員事務局の体制、議会事務局の兼務に関しましては、兼務という形はやむを得ないと思うんですが、1名増員ということ強く望みますけれども、もう一度、町長のお考えを、来年に向けて検討するということでありましたが、よろしく願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問に対してお答え申し上げます。

私も民間企業の出身でして、監査の経験もありまして、ISOの関係とか、そういった監査委員としてやってきた経験もありますが、上里町の職員定数条例というのがありまして、各部局ごとの総数が決められています。現在のところ203人でありまして、この条例上の決めるは、議会は3名、監査1名という形で、基本的には4名体制というのが望ましいということになっております。平成28年に作成した定員管理計画では、令和元年度が179人になっております。また、令和2年度が180人、令和3年度が183人となっております、上里町における全国の類似団体に対して、決して職員数は多くない、少ない部類に属しておりまして、今後も条例定数の範囲内で徐々に職員数を増やしていきたいということで、今、人事の採用のほうも進めているところでございます。

先ほど、納谷議員のありました御提案も含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

職員定数の中でということで、徐々に増やしていきたいということですので、是非ともよろしく願い申し上げます。やはりこれから地方分権がどんどん推進されていく中で、各自治体がそれぞれの考えに基づいて、これからは自治体経営をしていかなければならない中での内部統制、ガバナンスというのは非常に重要になってきます。その根幹を支える組織が、私は監査委員だと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

その上でなんですけれども、これだけ活動を、職務をされている中で、いかにも、これはお金でどうしても判断というか、するしかなくなってしまうかと思うんですけれども、いかにも年額報酬22万7,000円は、また議選監査委員において16万7,000円は少な過ぎるのかなと思うところであります。

先ほどの全国監査委員協議会の調査なんですけれども、まだ新しい調査なんですけれども、これを見ると、ちょっと驚くべき数字が示されておりまして、識見監査委員、年額報酬で最高は150万円だそうです。最低が5万円。また、月額報酬での最高が、月額で出しているところですね、16万5,000円、最低が1万円と。日額報酬においては、3万1,400円で、最低で5,000円だということであります。ちなみに、月額報酬16万5,000円を年額に直すと、198万円なんです。すごい金額で、ここまでというのはなかなか難しいと思うんですが、近隣の自治体等を見ますと、寄居町、先ほど監査、それから議会で職員が4人ということをお話しさせていただきましたが、こちら寄居町は月額で支給されているようですが、2万3,400円。上里町より若干いいですね。年額に直しますと、28万800円であります。お隣本庄市、こちら行政委員会事務局があったと思います。職員さんがかなり、先ほど言った証票類だとか支出命令書とかは職員サイドでかなりチェックされた上で監査委員さんが監査をされているわけですが、それで月額5万5,000円、年額66万円です。橋渡ってお隣藤岡市に関しては、月額8万4,000円、年額に直しますと180万円ということになっております。

そのようなことを考慮して、年額報酬を上げていただきたいなと思うことと、先ほど代表監査委員からもありましたとおり、これは条例で定数を増やすことも、たしかできたかなと。だめだったかな。人口だったですかね。ちょっとあれなんですけれども、その辺でもし可能であれば、1人当たりの負担を減らすということも考えられるのかなと思うんですけれども、いずれにしても、実執務日数から考えると、町内においては、農業委員会会長が年額25万7,000円、

教育委員さんが19万円と、この辺の比較考慮をしても、やっぱり監査委員さん、ちょっと少ないかなという印象がするんですけども、いかが、町長、お考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問に対してお答え申し上げます。

先ほどの答弁でも話しましたように、監査委員さんの報酬については、県内町村でも決して高いほうでなくて、低い団体に入りますという答弁をさせていただきました。非常に業務量とか日数を考慮して、今後そういった同規模の自治体、また県内あります、先ほど寄居町のお話もございました。そういった報酬額を参考にして、ちょっと繰り返しになりますが、少し見直してもいいのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

最後になりますが、いろいろなものを比較検討するときに、類似団体という話が出てくると思うんですけども、恐らくなんですけども、当町の監査委員さんは、恐らく町村の監査の最先端を走っていかれるんだろうなと思っているわけでありまして、ほかがこれだからこのぐらいというよりも、もう最先端行っでどんどんやってくれるんだから、率先して上げてもいいのではないのかなという気もしておりますので、あまり類似団体云々というよりも、この独自性といいますか、町はここはしっかり内部統制、ガバナンスを強化していくんだという姿勢を見せるのであれば、類似団体にとらわれず、また、監査委員さんが今後、工事監査等、また、随時監査を行っていかうというのであれば、その辺も考慮しての判断としていただきたいと思います。ですが、ちょっとしつこいようになりますが、最後、答弁お願いいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の再質問の報酬の関係について御答弁申し上げます。

私のところに県内の自治体の、町村ですが、監査委員の報酬比較表がありまして、そういったところからしても、見直しの必要性を感じています。また、小島監査委員の非常に熱心な取り組みに対しても、それ相応の報酬の見直しをする必要があるかと日ごろから感じておりましたので、納谷議員の御意見も踏まえて、見直しはさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 48 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号 8 番の植原育雄でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは安全と安心。安全で安心な町づくりを進めます。選択と集中。必要な事業を選択し、実施を目指します。官民協働。官と民の協働による地域主権の町づくりを進めます。

今12月定例議会では、1、災害対策について、2、障害のある方の働く場所の確保について、3、上里中学校校庭の風による土ぼこり対策について、4、高齢者対策について、町長、教育長に質問をさせていただきます。

1 番目に、災害対策について町長に質問させていただきます。

9 月 8 日日曜から 9 日月曜にかけて、関東地方を襲った台風15号は、首都圏に上陸し、千葉県の大範囲で停電や断水、住宅被害が発生し、住宅被害に伴い、壊れた屋根や瓦れき等の災害ごみが大量に発生し、各自治体は処理に苦慮しているとのことです。22市町で33カ所の仮置き場を設置しておりますが、それ以外の場所に集められているケースもあるとのことであります。

それから、10月12日夜から13日の未明にかけて東日本を通過し、大範囲で大雨に見舞われました。河川の堤防が決壊し、土砂災害も発生しました。

気象庁は12日の午後、台風19号による大雨特別警報を東京、神奈川、埼玉、群馬、山梨、長野、静岡の 7 都県に対して最大級の警戒を求めました。河川の氾濫や土砂災害が起きており、各自治体は命を最優先に避難行動を呼びかけました。

9 月の台風15号の爪跡が残る千葉県では、市原市で竜巻と見られる突風被害なども相次ぎ、男性 1 人が死亡しました。三重県伊勢市では、住宅浸水も起きております。

10月19日土曜日の毎日新聞によりますと、台風19号通過 1 週間後、18日午後 8 時現在による全国での死者は79人、行方不明者12人。堤防が決壊した河川は 7 つの県の71河川の128カ所に

なるとのことです。

各省庁によりますと、けが人は372人、土砂災害は20の都県で247件発生し、被災住宅は4万5,286棟で、9割は床上・床下浸水ですが、棟数はさらに増える見通しであります。10月18日現在では、避難生活を送り、断水も12都県の9万5,000戸で続いております。

10月26日付の毎日新聞によりますと、全国では死者87人、うち、埼玉県の死者は3人、行方不明者7人、避難者3,772人、住宅被害7万4,464棟、断水9,680戸とのことです。

埼玉県内では、住宅浸水は3,443棟に上り、農林業基盤施設への被害額は、少なくとも約17億円に上ることが判明しました。県は、被災者向けに県営住宅の無償提供の受付を始め、被災自治体では、ボランティアセンターが開設されるなど、復旧に向けた動きも加速している。河川は県内で5カ所が決壊したとのことです。

議会事務局から1回目のメールが10月12日午前11時14分にありました。議会事務局からのメールにより、町の執行者を含めた職員の台風19号に関しての体制や、職員などの動きや、議会対応についても、議長、副議長がまず登庁し、その後に総務経済常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長が登庁し、台風19号の動きなどに対して、当面は状況を見守り、災害が発生した場合は、必要に応じて対応を協議するとのことでした。議会災害対策本部設置は、今後の被災状況により、協議し、設置。設置した場合は、全議員が登庁することになっております。現時点での自主避難施設は、多目的スポーツホール、役場大会議室、賀美公民館、長幡公民館、神保原公民館でした。

議会事務局からの2回目、10月12日午後7時51分のメールによりますと、上里町内では、10月12日土曜日午後4時14分、台風19号の接近に伴い、烏川、神流川が氾濫するおそれのある水位に近づいているため、警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

議会事務局からの3回目は、10月12日の午後9時04分のメールによりますと、現在、内水などの被害報告はありません。午後9時現在の公共施設などへの避難者は、全箇所合計820人。最終的な数字は830人とのことです。

議会事務局からの4回目、10月13日の午前0時43分のメールによりますと、非常体制第1配備が解除され、警戒体制第2配備にシフトされました。今のところ、被災報告はないとのことです。

上里町は、初めて避難勧告を発令し、避難所を開設しました。

質問1としまして、台風19号により、初めて避難勧告を発令し、避難所を開設しましたが、その問題点と解決策について、町長はどのように考えておられますか質問をいたします。

質問2としまして、国土交通省の管轄になると思いますが、下久保ダムの放流について、町長はどのようにお考えですか、伺います。

下久保ダムは、多目的ダムになると思いますので、飲料水や農業用水などとしてダムに水を貯水しておく必要があると思いますが、台風による大雨が降っているさなかにダムの水を放流すれば、下流は堤防の越水や堤防の決壊などにより、大規模の災害が発生することが予想されます。

気象庁は、5日くらい前から、台風が日本本土などに上陸する予報が出せるようになりました。大規模災害の発生を抑えることを目的として、事前に放流をしてダムの貯水量を少なくしておく必要があるのではないのでしょうか。

今回の台風19号による大雨特別警報も発令されており、真夜中に下久保ダムの緊急放流について予定をされておりました。11月8日金曜日の午後1時30分から、台風19号接近に伴う対応の検証について、議会全員協議会が開催され、担当課長の説明では、台風19号のさなかだと思われませんが、下久保ダムの流入水量は毎秒1,140トン、放流量は毎秒800トンとのことで、昭和44年から、今回は下久保ダムが始まって以来の貯水量になったとのこと。少しずつ放流はしていたようですが、もし緊急放流されていたら、上里町でも災害が発生していたかもしれません。

町長はどのようにお考えですか、町長に質問をいたします。

質問3としまして、上里町民から疑問視されておりますが、県道藤岡本庄線の橋本砂利のところから藤武橋までの区間と西武建材株式会社の西側で南側付近、そして中央軒煎餅の西側等の神流川に対してのところは堤防がない状況です。住民の方は、なぜだろうと疑問を抱いております。霞堤防ということであるとの話も聞いておりますが、神流川に対して、切れ目のない堤防の建設が必要だと思いませんか。町長に質問をいたします。

質問4としまして、防災無線による広報塔からの放送は、ふだんでも聞こえないときがありますが、災害時には特に聞こえないとの住民からの苦情が多く聞かれます。

町では現在、デジタル化に向けて工事中であります、防災ラジオの導入の必要性があるのではないのでしょうか。町長に質問をいたします。

質問5としまして、上里町の浄水場は、水防法の改正前でも浸水想定区域になっておりますが、もし上里町の浄水場内が冠水になった場合、電気系統や配水ポンプなどが故障し、その修理にも日数がかかり、給水車による給水による生活が余儀なくされることになります。

台風19号の大雨で、福島、茨城、栃木の3県の浄水場で10カ所が浸水し、断水の原因となりました。浸水想定区域にあったが、防水扉が設置されていなかったということでもあります。全国には578カ所あるとのこと。水防法に基づいた国や都道府県が指定する浸水想定区域にあったが、防水扉がなかったということでもあります。

上里町の浄水場の現状と冠水防止対策についてですが、浄水場内が冠水にならないように、

浄水場を囲む擁壁や防水扉の設置が必要と思われますが、町長はどのようにお考えですか。町長に質問をいたします。

次に、障害のある方の働く場所の確保について、町長に質問をさせていただきます。

障害のある子を持つ親御さんは、子どもが大きくなって働ける年齢になった場合のときに、果たして働ける場所はあるのだろうか、とても心配しております。また、障害者の世話をしている親御さんは、自分が高齢になり、障害のある方の世話ができなくなったときに、障害のある方は自立して暮らしていけるのだろうか、とても心配しております。

障害者の方が安心して暮らせるために、町長はどのようなお考えをしておられますか。町長に質問をいたします。

次に、上里中学校校庭の風による土ぼこり対策について、教育長に質問をさせていただきます。

私は、上里中学校の風による土ぼこりについて、何回か前の教育長に一般質問をしております。

風の強い日、特に冬場の2月ごろには、校庭を西から東に向かって吹く風が土ぼこりとなって、校庭に沿った道路の先が見えないほどになります。この土ぼこりは、校庭の東側にある住宅に入ったり、洗濯物を汚します。対応策として、校庭にスプリンクラーを設置してほしいとの質問をしております。その当時の教育長は、スプリンクラーが土や砂をかんでしまうと、設置に至りませんでした。

現教育長はどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

次に、高齢者対策について、町長に質問をさせていただきます。

質問1として、最近、高齢者の交通事故の報道が多く目につきます。交通事故防止の一つとして、自動車の運転免許証の自主返納も取り上げられておりますが、地域の状況や身体的状況などによって、車が日常の生活に欠かせない状況の人たちもおります。

75歳以上の人は、自動車の運転免許更新時に認知機能検査を受けますが、対象者全体の2から3%が認知症のおそれがあると分類され、医療機関の受診が義務づけられます。そこで認知症と診断されれば、免許証は取り消されます。問題は、その次のレベルの、認知機能が少し低くなっていると分類される人が3割弱もいることです。

筑波大学の市川政雄教授によれば、高齢ドライバーは、世間で思われているほど危険ではない、むしろ、自動車の運転をやめた高齢者は要介護となるリスクや交通弱者として事故に遭うリスクが高まり、社会的コストが上昇する可能性すらあるということです。衝撃的な事故だけに目を奪われず、包括的な分析と冷静な議論が必要だと言っております。

確かに加齢と事故に関係がないわけではありませんが、免許保有者当たりの事故率は、高齢

になるにつれて、徐々に高まります。しかし、高齢ドライバーの事故率は20代の若者より低く、10代の若者を大幅に下回ります。一方で、事故件数当たりの死傷者数は、年代による差はありません。自動車同士の事故の場合、相手の死傷者数は、高齢ドライバーによる事故のほうが、むしろ少ないと言っております。

そこで、交通事故防止のために、踏み間違い衝突防止装置の取り付けに対しての周知と助成についてであります。アクセルとブレーキペダルの踏み間違いのときの加速抑制装置の後づけに対する周知と補助金の助成について、町長はどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

質問2としまして、高齢者等で体の不自由な方の朝のごみ出し、買い物、通院などに対する町の取り組みの現状と今後の対策についてであります。

核家族制度により、夫婦単位で家庭を持って暮らしている方が大多数であります。近くに息子夫婦や娘夫婦、親戚縁者が暮らしていれば、何かとお世話をしていただけますが、その人たちが近くにいない場合は、お世話をしていただくことは困難であります。ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯が増えています。

現在、上里町社会福祉協議会では、ボランティアを受ける方は上里町商工会から商品券を購入しておいて、ボランティアを受けた謝礼として、サービス提供時間1時間につき、商品券500円券1枚を謝礼としてボランティア活動をしてくださった方にお支払いする制度があります。なかなかボランティア活動を頼みにくいなどという理由から、ボランティアを受けたときに見合う額の商品券をボランティアをしてくれた方にお支払いをする制度があるのだと思います。

高齢者等で体の不自由な方の朝のごみ出し、買い物、通院などに対する町の取り組みの現状と今後の対策について、町長に質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

植原育雄議員の質問に、順次お答え申し上げます。

まず1、災害対策についての御質問でございます。

先ほどの沓澤議員の御質問と関連があり、お答えの内容が重複する場合もございますので、御了承いただきたいと思います。

①台風19号により初めて避難勧告を発令し、避難所を開設しましたが、その問題点と解決策

についてのお尋ねでございます。

このたびの台風第19号は、非常に勢力が強く、広範囲にわたって被害をもたらしました。町では人的被害等の大きな被害はなかったわけですが、初めて避難勧告を発令し、避難所を開設させていただきました。河川に近接する地域の安全を優先的に検討し、賀美公民館、長幡公民館、神保原児童館・公民館、多目的スポーツホール、役場庁舎の5カ所で自主避難所を開設し、最終的には9カ所の避難所を開設しました。

議員御指摘の問題点と解決策であります。まず、避難所運営時の問題点としては、子どものいる世帯や高齢者世帯など、その世帯に応じたエリア分けができなかったことでございます。解決策としては、受け付け時に世帯構成により振り分けることで対応が可能であると考えております。

また、授乳室やおむつがえのスペースがなかったといった問題もございましたが、場所によっては会議室等を開放し対応した避難所もありました。今後は、備蓄してある災害対策用プライベートルームの活用や、施設の利用計画を明確にしておく必要があると考えております。

電話での住民からの問い合わせとして、ハザードマップの見方がわからない、避難所の場所がわからない、うちは大丈夫かといったお問い合わせがございました。このことから、再度、ハザードマップの見方や使い方を町ホームページや広報紙、または地区講習会等で周知してまいりたいと考えております。

このたびの台風第19号では、実際に避難所を開設したことで、さまざまな課題等が見えてまいりました。住民の皆様からいただいた御意見、電話対応や避難所を担当した職員の意見を集約し、11月1日に役場内で開催した検証会議で、情報の共有と今後の対策について協議、検討いたしました。

このたびの教訓を生かし、防災・減災対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、②下久保ダムの方流についてのお尋ねでございます。

今回の台風19号は、下久保ダムが昭和44年の管理開始以来、最大の降水量と流入量を記録したとのことでございます。下久保ダムでは10月11日20時、午後8時から、洪水調整容量を確保するための事前放流を開始し、下流の水位を低減させる防災操作を実施いたしました。防災操作とは、大雨などの際、流れ込む洪水の一部をダム貯水池にため込むことで、ダムから下流へ流す水量を減らし、下流の川の水位を低減させるダムの操作方法とのことでございます。先ほどの事前放流は毎秒800トン、放流をしております。

このたびの下久保ダムの対応に関して、独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所では記者発表を行い、防災操作により効果を発揮したと発表しております。

緊急放流と言われている異常洪水時防災操作や事前放流は、下久保ダム管理所の判断になり

ますが、今後、鳥・神流川減災対策協議会において意見交換を行い、防災操作のタイミングなどを確認し、必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、③神流川に対して切れ目のない堤防の建設についてでございます。

議員御指摘のとおり、国道254号線の藤武橋北側付近に霞堤があり、神流川右岸の宮多目的広場の北側付近から上里サービスエリア付近までの約1,500メートルの区間については堤防が整備していない、すなわち無堤防区間となっております。

河川管理者である国土交通省高崎河川国道事務所に堤防が整備されていない理由を問い合わせたところ、神流川右岸の堤防のない区間については、当面の河川整備目標である河川整備計画規模の流量は流すことができる河道であるため、堤防が整備されていなかったと伺っております。

また、今後の整備計画につきましては、現在の地盤の高さが計画堤防高を満足していないことから、築堤の計画はありますが、現況流下能力の評価では、利根川水系河川整備基本方針の計画高水流量である毎秒2,000立方メートルを満足する結果となっているため、平成29年9月に変更された利根川・江戸川河川整備計画の計画対象期間のおおむね30年間で整備する箇所となっていないと回答をいただいております。

しかしながら、町といたしましては、無堤防区間の築堤は必要であると考えておりますので、私が会員となっている鳥川・神流川改修促進期成同盟会において、堤防の早期整備の要望を国土交通省へ行っているところでございます。

霞堤防につきましては、急流河川の治水方法として非常に合理的な機能を有していると言われております。霞堤を切れ目のない堤防にすることについては、鳥川・神流川改修促進期成同盟会会員の他の市長、町長とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、④防災ラジオの導入についてのお尋ねでございます。

町では、防災行政無線のデジタル化を進めており、令和2年度中には町内全域に高性能スピーカーを設置する予定となっております。これにより、音質がクリアになり、音達範囲が広がるなど、情報伝達の効率化を図ることができると考えております。

議員お話の防災ラジオは、ラジオの周波数帯を利用したアナログ電波形式での使用はできませんが、デジタル化した場合は使用できなくなります。防災ラジオにかわる機器として、専用の個別受信機が必要となりますが、このたびのデジタル化整備工事では、防災行政無線による放送を聞き逃した場合には、聞き直すことができる電話自動応答装置を令和2年度末の運用開始と同時に導入する予定となっております。

災害など、緊急時の情報伝達について、防災行政無線による放送に加え、防災メールやアプリ、水防団による呼びかけなど、伝達手段の多重化を図り、迅速かつ正確な情報発信できるよ

う、努めてまいりたいと考えております。

次に、⑤浸水想定区域内にある浄水場の現状と冠水防止対策についてでございます。

先日の台風第19号がもたらした大雨では、各地で堤防の決壊により浄水場が浸水し、断水という事態が生じ、住民生活や復興・復旧に多大な影響を及ぼすこととなりました。

現在、上里町には2つの浄水場がございますが、いずれも浸水想定区域内に位置しております。金久保にあります上里町浄水場は平成4年に築造し、五明にあります第二浄水場は平成11年に築造いたしました。

浄水場築造当時の水道施設設計指針では、地形や地質、過去の災害記録の調査の結果を踏まえ、地震や風水害等の災害に対し、十分安全な構造としておかなければならないとされております。このようなことから、浄水場の築造では、浸水想定を考慮した設計とはなっておらず、周辺との景観などを重要視し、また、構造物の給排水を考慮した場内の地盤の高さを決定したようであります。なお、地下空間に機械、電気、計装関係の設備の設置をしなかったことが、当時の水害対策と言えると思います。

今回の台風では、河川の氾濫による浸水被害はございませんでしたが、植原議員のお話のありましたとおり、浄水場は浸水想定区域にございますので、防水扉などの浸水対策は必要であると、私も認識しております。また、浄水場は、周辺より若干高くなっておりますが、設計時には浸水対策をしていないことから、排水や地下ケーブルなども含め、総合的な浸水対策が必要になりますので、今後、国の検討状況や対応策を確認しながら、上里町の浄水場の効果的な浸水対策を検討してまいります。

次に、2、障害のある方の働く場所の確保についての御質問にお答え申し上げます。

障害のある子を持つ親御さんの親心や、将来を不安に思うお気持ちは、親として当然のことと大変理解できます。

上里町では、障害を持つ方の就労に結びつける支援を行っております。

現在、障害者が就労関係で受けられる主な障害福祉サービスは、2つあります。2つとも、一定期間の生産活動や、その他の活動機会の提供、知識や能力向上の訓練をするサービスですが、就労を希望する人を対象としているのが就労移行支援で、通常の事業所で働くことが困難な人を対象としているのが就労継続支援でございます。これらの障害福祉サービスを受けるには、上里町に申請して支給決定が必要になります。

児玉郡市では、本庄特別支援学校の障害福祉サービスを利用希望の卒業見込み者に対して、学校での先生との面談等を行った結果に基づいて、1市3町及び事業所で構成されている障害者自立支援協議会において、就労面や生活面を評価、または査定する就労移行支援事業所及びサービス等利用計画を作成する計画相談事業所を選定し、夏休み等の長期休暇期間に、2週間

程度のアセスメントを行い、スムーズな進路決定ができるように支援しております。また、障害者就労支援業務を1市3町で委託する児玉郡市障がい者就労支援センターで障害者の一般就労機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう支援しております。

次に、介護者が高齢になり、障害者を介護できなくなったときの自立生活支援についてでございます。

基本的には介護保険制度優先ですが、令和元年度第3回上里町議会定例会の一般質問でも説明させていただきましたとおり、上里町では、障害者が孤立してしまう前に、本人、家族と関係機関が生活のあり方を意見交換し、現在の状況を勘案して、今後必要と思われる各種サービスや成年後見制度等の活用を検討して支援しております。

具体的な自立のケースとしては、グループホーム等の居住系サービスを利用しながら、日中活動のサービスを利用して作業所に通所したり、一般就労者、または障害者雇用で就職した人の中には、自宅や他の住居から会社に通勤している場合もあります。なお、自立が不可能と思われる方につきましては、障害者の支援施設に入所して、入浴、排せつ及び食事等の介護等のサービスを受けます。

今後も、障害者の方が安心して働けるように、積極的に事業所の情報提供及び個々の支援を関係機関と協力、連携しながら、引き続き行ってまいりたいと思います。

次に、4、高齢者対策についてのお尋ねのうち、①交通事故防止のために踏み間違い衝突防止装置の取り付けに対しての周知と助成についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、地域の状況や身体的状況などによって、車は日常の生活に欠かせない状況であり、なかなか車を手放せない方もいらっしゃるのが現状であると考えております。そのため、安全運転支援装置は、こういった高齢者の方の交通事故防止に一定の効果が発揮するものと考えております。

国では、高齢者運転による死亡事故が相次いで発生していることから、本年6月に関係関係会議を開催し、未就学児及び高齢運転者の交通安全緊急対策を決定いたしました。その中でも、高齢者の安全運転を支える対策のさらなる推進として、安全運転サポート車の普及推進を掲げており、この中には、議員お話の既販車への後づけの安全運転支援装置の普及も掲げられております。

現状、後づけの安全運転支援装置について、一部自動車メーカーや自動車用品販売店などが製造、販売しておりますが、これらの装置に関して、性能に関する基準が存在しておりません。そのため、国では後づけ装置の開発を促進するとともに、安全性能認定制度の創設を検討しているとのことでございます。

埼玉県に確認したところ、こういった国の動向や他県の取り組み状況などを踏まえた上で、

効果的な補助制度のあり方について検討している最中とのことでございます。また、埼玉県内の自治体で助成制度を導入している自治体は、まだないとのことでした。

上里町は、人身交通事故発生率のワースト返上を目指しておりますので、県や他市町村の動向を注視し、今後の補助制度のあり方について研究していきたいと考えております。

安全運転支援装置自体は効果があるものと考えておりますので、ホームページや広報、講習会などの場で、積極的に周知していきたいと考えております。

次に、（２）高齢者等で体の不自由な方の朝のごみ出し、買い物、通院等に対する町の取り組みと今後の対策についての質問にお答え申し上げます。

平成27年の国勢調査では、町内で高齢者のいる世帯数は、全体で4,643世帯であり、そのうち、高齢者単身世帯は925世帯、高齢夫婦世帯が1,068世帯で、その数は年々増加しております。そのため、家族と同居していれば助けてもらえるちょっとした困り事が出てきます。

このような困り事を抱えている方の支援として、議員も把握されている支え合いサービス事業、高齢者等生活応援隊を、上里町社会福祉協議会が実施しております。

平成30年度末時点での登録利用者数は107人、サービスを利用した件数は、年間延べ342件、月平均では29件となります。支援内容は、部屋の掃除206件、草むしり等の庭の手入れが142件、買い物の代行が4件、調理が2件。利用者はここ数年、増加しております。

また、町では、高齢者がどのような困り事を抱えているか、実態を把握するため、賀美小学校地区の要介護認定を受けていない80歳以上の方を対象に、平成30年度困り事アンケート調査を実施しました。

対象210人のうち、191人の方に回答をいただき、多かった困り事として、草むしり等の庭の手入れが15人、通院11人、話し相手がいない10人、食事の準備、調理、後始末10人、家の中の修理、電球交換6人、掃除6人、外出5人、買い物5人、ごみ出し4人となっております。

そこで町では、賀美小学校地区にお住まいの方や、同じ地区内にある社会福祉法人や企業などに声がけをし、今年5月に賀美小学校地区支え合い活動準備委員会を立ち上げました。奇数月の第4土曜日に準備委員会を開催し、困り事アンケートの結果を報告した上で、高齢者の困りごとに対して何ができるかを考えております。この話し合いを通して、賀美小学校地区の町民同士の交流を深めながら、自分たちが暮らす地域について考えていただいたところであります。

話し合いの一例では、困り事アンケートの結果、10人の高齢者が話し相手がいないと回答いたしました。このような困っていると言えずに孤立している方に対し、どのような支援ができるのか、自分たちが暮らす賀美小学校地区の困り事を地域の皆さんで共有しています。そして、家族にかわってできること、小学校区単位の地域ぐるみで取り組むことは何かなどの話し合い

を続けております。

さらに、11月に実施した準備委員会では、先進地である鶴ヶ島市で活動をされている方をお招きし、支え合い活動の立ち上げ経緯や住民互助による活動の実際についての話をいただきました。

今後は、鶴ヶ島市の取り組みなどを参考に、賀美小学校地区ならではの支え合い活動について、どのような活動から取り組むか、活動するためのルールづくりや拠点づくりについて、具体的な検討をしていきたいと考えています。

なお、上里町社会福祉協議会で実施する支え合いサービス事業、高齢者等生活応援隊では、困り事に代行するサービスを町内全域で実施し、一方、賀美小学校地区で取り組む支え合い活動は、賀美小学校地区に暮らす方を対象に、困り事の支援を通して、同じ地区内に住む方と顔を合わせおしゃべりすることで、その方を孤立させない、孤立のない地域づくりを目指しております。

この2つの事業は類似した内容となりますが、どちらのサービスを利用するかは、困り事を抱える町民の方が選択します。例えば家の中に入って支援する掃除や調理などは、近所の方にはお願いしにくい方もいらっしゃると思います。また、賀美小学校地区では実施できない支援を支え合いサービス事業では実施することができることも想定できます。

支え合いサービスを小学校区単位、町全体と重層的に取り組むことで、困り事を抱える方がどこかで支援を受けられるよう、今後増えることが見込まれます支え合いサービスの利用者に対応できる体制を整えていくことが重要であります。

そして、地域には、障害を持った方や子育て中で支援を必要とする方など、さまざまな暮らし方があります。

賀美小学校地区の支え合い活動では、困り事を抱える全ての方が支援を受けることができるよう、対象を高齢者に限定せず取り組めるよう、引き続き支援をしてまいります。

以上で植原議員の質問に対する答弁といたします。終わります。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 教育長の埴岡でございます。

植原議員の3番、上里中学校校庭の風による土ぼこり対策についての①スプリンクラー等の設置による土ぼこり対策についての御質問にお答え申し上げます。

上里中学校は、平成28年度をもって校舎棟及び体育館の建設が完了し、外構整備工事においても、平成30年度をもちまして整備が完了しております。外構整備工事として、校庭において

は、テニスコートのフェンス撤去や植樹の伐採及び一部整地を行いました。グラウンド面はそのほとんどが以前の状態であるため、地面が乾燥した風の強い時期には、土ぼこりが発生してしまう場合がございます。

土ぼこりの対策としまして、議員が御提案されましたスプリンクラーは、一時的には大変効果的な方法と考えます。また、設置のためには校庭に水道管を埋設するなど、多額な費用も必要になると思われます。

上里町の学校施設は今後、校舎の老朽化に伴う改修工事を限られた予算の中で進めていかなければなりません。費用の面においては、慎重に判断しなければならないと考えております。土ぼこりの対策については、さまざまな方法が考えられますが、他の自治体や運動施設の先進地での事例等、引き続き情報収集を行いながら、対策の方法について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 議席番号 8 番の植原育雄でございます。

町長と教育長に再質問をさせていただきます。

再質問の 1 としまして、台風 19 号により、上里町は初めて避難勧告を発令し、避難所を開設しました。11 月 8 日には午後 1 時 30 分から、台風 19 号の接近に伴う対応の検証ということで、議会全員協議会が開催されて、さまざまな報告と対応等について協議をされました。

私は今までに何回も一般質問で、町全体で、あるいは各行政区別に避難訓練をすべきと申し上げてまいりました。しかし、避難訓練は実施されませんでした。

地球温暖化によって異常気象となり、集中豪雨や竜巻、そして台風の規模も大きくなっております。大災害が発生させております。

今まで上里町は比較的、災害が少ないと言われておりましたが、地震も含めて、今まで災害が発生していないところであっても、災害が発生しているのが現実的であります。

同僚議員がアンケートを住民からとってくれました。町の対応などについて、さまざまな回答がありました。その中で、避難した経験が住民にも、役場の職員にもなかったと思う、今回の行動、対応を非難するのではなくて、次回の避難に生かしてほしいとの住民の回答がありました。私も、まさにそのとおりだと思っております。

今回の台風 19 号に対して、住民の方から貴重な意見をいただきました。町側も、今後の検討課題として、幾つもの課題を上げておりますが、この課題を上里町町民のために、是非実行してほしい。そして、その中の一つとして、可能な範囲での避難訓練は必要だと、私は思ってお

ります。机上の論理だけではなくて、実践してほしいと私は思っております。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問についてお答え申し上げます。

午前中の沓澤議員からも話しましたときに、防災の研修等をやるという、専門家を招いてやるという話もございました。今回は避難所の開設、運営に向けたことで、初めての避難所開設ということでありました。反省点はありますが、こういったところを踏まえて、今後は訓練を、避難所開設、運営に向けた訓練等も今後、実施してまいりたいと考えております。また、地域では、自主防災組織をやっているところもありますので、そういった訓練を兼ねた研修、訓練の実施などを、講習会等を通して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） それから、上里町に係る堤防についてのところで再質問をさせていただきます。

聞くとところによりますと、これらの堤防については、霞堤ではないかということであります。霞堤とは、連続する堤防ではなくて、あらかじめ間に切れ目を入れた不連続の堤防のことでありまして、不連続のその点におきましては、上流側の堤防が下流側堤防の河川側に流れ込むようになっていると思います。不連続部周辺の堤内、生活、あるいは営農区域側では、あらかじめ浸水を想定、予想されている遊水地で、それにより洪水のときの増水による堤防への一方的な負荷を軽減し、決壊の危険性を少なくさせたもので、その区域にあっては内水の氾濫が起きます。考え方として、霞堤は下流の洪水を防ぐための遊水地として役割、洪水調整機能があるのではないかとのことです。

内水の氾濫が起こるということは、その該当地域においては、被害が発生するということであって、痛み分けとも言われておると思います。やはり連続した堤防は必要ではないでしょうか。

痛み分けというのは、被害が出てもいい。被害を未然に防ぐのが、国・県、市町村の仕事だと私は思っております。町長、どのようにお考えでしょうか。町長に質問をさせていただきます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員から、霞堤防についての再質問でありました。

霞堤防は、植原議員がおっしゃるように、堤防のある区間を開口部を設けて、上流側の堤防と下流側の堤防とで二重に重なるように、不連続な堤防のことです。洪水には開口部から水を流して堤内地にためて、調整池機能を持たせて、下流に流れる洪水の流量を減少させますという機能になります。これは、昔から洪水の一つの対策としてやってきたようですが、議員おっしゃるように、堤内地には住宅等もありますので、水を基本的には一旦ためて、また河川のほうへ戻すという合理的な機能を有しているところではございますが、切れ目ない堤防にすることについても、先日、国の関係者、国会議員の先生にも実際見ていただいて、これについては国のほうへ要望していこうと、また、私が会員である烏川・神流川改修促進期成同盟会の会員であります市長、町長と協議して、この辺を進めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、藤武橋付近から本庄に至るまでの間、八町河原までの間でありますけれども、堤防をチェックしていただいて、危険箇所があれば、町長も最初の答弁で、国土交通省に要望するということですが、必要があるのではないかとということで、私も台風が終わった後、住民の方に車に同乗してもらって、藤武橋から本庄に至るまでの間、八町河原までの間を車でちょっとチェックをさせていただきました。堤防の高低差もあるようです。そういったことで、再度、町長はどのようにお考えか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ちょっと質問のあれが、要するに八町河原のほうまで広げた話ですか。それとも、霞堤防のところのことなのか、ちょっと。

〔「藤武橋のところから八町河原に至る、その堤防全域です」
の声あり〕

○町長（山下博一君） 先ほど質問にありました霞堤防の、要するに無堤防区間は1,500メートルであります。その区間は、先ほど申し上げましたように、堤防がないということですが、河川の流量からすると、先ほど答弁しましたように、特にその無堤防区間については、高崎の河川国道事務所では、河川整備計画の流量は、堤防が整備されていない状態でも、特に問題ないようなことになっている様子。ただ、今までの台風の状況からすると、今後はそうい

ったところも含めて、町としても無堤防区間は看過できないので、国のほうへ要望していきましょうということであります。八町河原から、その勅使河原から西金、黛、忍保、八町については、堤防は一応整備されているということで理解しています。特に先ほど言いましたように、繰り返しになりますが、無堤防区間をしっかりと国のほうに要望していくということであります。

以上です。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 次に、上里町の防災無線による広報塔からの放送が災害のときには聞こえないとの住民からの苦情による対応であります。再質問ということで質問させていただきます。

八町河原のほうについては、デジタル化が終了しているようではございますけれども、やはり住民の方からの声を聞きますと、やはり風とか雨の音で、まして戸を締め切っておりますと、何を言っているか全然わからないというのが現状だというような住民の意見、声を聞いております。そういうこともあるんですけれども、あとは、これは関連で、群馬県藤岡市におきましては、エリアメールにより、市民に対しての避難勧告等の情報を10月12日のお昼、11時40分に配信をしたようであります。先日の11月8日の全員協議会での担当課長の説明では、防災メールの配信や防災無線による広報塔からの放送が聞こえないときは、電話をすると防災無線の内容が確認できるシステムになるとのことですが、私はそれだけの対応では不十分だと思っております。

高齢者の方にはとても便利なのが防災ラジオだと思っております。何もしなくても、家の中で確実に情報が把握できる防災ラジオの設置について、町長はどのようにお考えかということでもありますけれども、午前中の同僚議員の質問でも、埼玉県加須市におきましては、台風19号の際に、市民からの避難情報を周知する防災無線放送が雨や風の音で聞き取ることが困難であったという市民の声が多く寄せられたということで、台風対応の反省として、全世帯に防災ラジオを無償貸与する方針を明らかにしたというのが新聞に載っておりました。

それに加えて上里町は、議会として総務経済常任委員会で、今年の8月7日に茨城県の坂東市に視察に行っていました。そのときの坂東市の方の説明では、防災ラジオは、ラジオのスイッチが入っていない状態でも、通常のラジオを聞いていても、市からの防災情報等を受信した場合は、自動的に放送が流れると、そういうものであるということでもあります。坂東市の市の予算、1台当たり2万円弱で、1台当たり、一月50円の基本使用料が必要ということでもありますけれども、市民に負担をしてもらっておるんですね。1台目は3,000円、2台目以降は、1台当たり1万円の負担金を市民の方からいただく、そういうシステムで防災ラジオを導入し

ているようであります。

上里町としては、デジタル化の今、最中でありますので、大変かと思いますが、町民に、必要な人は申請をしていただくという形で、一部負担をお願いする形で実施する方法もあるかと思うんですね。その点について、町長はどのようにお考えか、再質問をさせていただきます。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問に対してお答え申し上げます。

沓澤議員の質問にもちょっと答えたんですが、この防災ラジオというのは、アナログ方式ですね。今、デジタル方式にアナログから変えようとして、来年2月にはもう、令和2年度にはデジタル化になるという方向で、防災無線はアナログなんで、受信できないんですね。もしそういうのであれば、デジタルのをまたアナログに戻さなくてはならない、そういった設備をまたつけなくてはならない。町としては、それはデジタル化を進めた効果があれば、基本的にはこのアナログ方式の防災ラジオの導入は不可能です。そのほかに、戸別受信機や戸別受信にかわる機器など、午前中の答弁にありましたように、費用対効果を見きわめながら、情報伝達のツールについて、再度研究していくということでありますので、防災ラジオの導入というのは、現状としては考えておりません。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次の再質問になりますけれども、長幡公民館に避難した方が感じ、あるいは思われたことについて、いろいろ私のところに情報が来ております。その中で、長幡公民館の3階というのは、天井とか窓から雨漏りがあって、床に水がたまる状態であったということで、トイレの天井からも雨漏りのためにトイレの使用ができない状態でしたということです。

他の公民館はどうであるのか、老朽化対策をしてほしいということでありますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 長幡公民館の3階が雨漏りしているというのは初めて聞いて、今回、対応する予定であります。ほかのところでもちょっと若干、雨漏り、北中も少し雨漏りがあったところも対応するというところで準備しております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） あと、避難場所に用意するものが不足していたという話も聞いております。土足で出入りしているために、椅子を出して座ったということなんですけれども、床に敷くブルーシートの必要性を感じたということですが、ブルーシートを配布したのかどうか、そこら辺の確認ですね。それから、毛布の配布は全員になかった、半分ぐらいであったということです。何も用意する間もなく避難する人も考えられますので、ある程度は行政で事前準備をするように検討してほしいということでもあります。

どのようにお考えか、町長に質問させていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 避難所の状況についての再質問であるかと思っております。

避難所に対して、ブルーシートの敷いてあるところで、毛布はちょっと私も確認していませんが、基本的には写真を見ると、ブルーシートが敷いた避難所であるかなと思っております。そういった、今回は自主避難という形で、当日12日に発令しまして、私も警戒レベル3というのは、高齢者、または子どもを抱えている子育ての方の避難を発令し、夕方の4時40分に私みずから避難勧告、警戒レベル4を発令しました。明るいうちに避難していただくということで、利根川の河川のほうの事務所の所長から連絡があったときは、まだ警戒レベル4には至らないという報告でしたが、私自身の判断で、昼間の明るいうちに避難してもらおうと、そのほうが安全だということで避難させていただきました。そういったところで、避難を優先したのために、準備が整わなかったことは、大変申しわけないと思っておりますが、私としては、住民の命と財産を守るという使命感でありまして、そういう早目の避難勧告をさせていただきました。御理解いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 次に、防災組織等についてということでもありますけれども、高齢者、特にひとり住まいの高齢者への声かけ、助け合いの行動が不十分であったということでもあります。地域の民生委員、それから区長、班長が声をかけて助け合い行動ができるように、防災組織を編成し、役割の明確化、訓練ができるように検討をしてほしいということでもありますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今回の台風19号で、町も初めて避難所を開設して、皆さんの御協力によりまして、人的被害がなかったことに対して、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

この防災組織については、民生委員さん、また区長さん等の組織について、十分な連絡網ができていなかったところもあります。その点は反省点として、しっかり受けとめて、今後の避難行動等についても、しっかりやっていけるように、組織的な行動ができますよう、また、講習会やいろいろな専門家の講演会等をして、そういった組織立った、自主防災組織を含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、町長への具申とか職員への助言、それから指導、防災組織の教育ができる専門官が必要だということを思っている住民の方がおりまして、危機管理監の採用等を検討していただけないでしょうかということについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ちょっと、まず最初に、先ほど長幡公民館の雨漏りについては、事前の報告がありましたということで、訂正させていただきます。失礼しました。それで、補正予算で一応、対策をとるということでございます。

危機管理監という話のことについてでございます。

以前、消防の経験者で、町のほうに危機管理をする担当者がいました。今は空席になっておりますが、私としましては、この後を埋める形の人材の派遣を、ある団体に要請しております。まだ検討していただいている段階だと思いますが、その組織立った経験者を、消防、経験ではなくて、いろいろな団体がございますので、そういった経験者を是非派遣してもらえないかというのは、要望として、この前、お話をしております。

今後、そういった町の防災面も含め、組織として、そういった人材を必要だと私は感じております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、以前は河原の中で砂利採取をしていたと思います。その後は砂

利採取が行われていないと思いますので、そのために下流に行くほどに砂利が堆積してしまっていると思います。河原の中での砂利採取により、川底をもっと深くする必要があるのではないかなと思いますが、国土交通省のほうに要望していただくときに、その点についても、町長のほうからお願いをするということにさせていただければありがたいんですが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 河川の改修ということであります。

この台風19号の前に、高崎の河川国道事務所とは、神流川のアカシアの木を伐採して、先般、去年ですか、西日本で河川の中の木が下流の橋を壊したりしたことがあって、3年間で国が木を伐採すると。できれば町の町民にも、まきストーブの材料に使っていただけないかということで、来年2月にかけて、また水の閑散期に高崎の所長から伐採するという事で協力してほしいという話がありました。それもありますし、けさのテレビのマスコミ報道だと、来年度の予算の中に、26兆円の中に、河川のしゅんせつとか、そういったものを国として台風19号のことで計画していくという話が予算に盛り込まれているようです。これはあくまでもテレビ報道だったので、内容については細かく確認していませんが、そういったことも予想されています。

また、先ほど杳澤議員の関連するところで、神流川と烏川の合流地点、あそこにハッ場ダムの後、調整池機能をつけるという方向も示されているようであります。国がですね、そういったところも考えているようでございます。ああいったところを、砂利をしゅんせつして水をためる、そういった機能が出てくれば、また洪水の調節機能にもなるかなということで、11月14日の日経新聞にも、そういった中流部に遊水池をつくるという流れがあると伺っています。そういった意味で、国のほうにもそういった働きかけを近隣の市町の首長と一緒に要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員に申し上げます。一般質問中の発言は、通告の範囲内をお願いいたします。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 通告の範囲内だと思いますけれども。

次に、障害のある方の働く場所の確保についてのところで再質問したいと思います。

働く場所を施設側におきましては、作業所のほうなんですけれども、働き手を確保するために、近隣の市町に出向く働き手の募集をしているそうです。市町側では、近隣の市町で働く場

所、施設を紹介していて、障害のある方は、自分に合うと思われる働く場所を見学に行くように勧めたりしているそうですが、また、時には、障害者の方に働く場所、施設を紹介しているそうでありますけれども、まだ受け入れ側にしますと、働き手が不足をしているようであります。

今まで以上に積極的に働く場所、施設側を紹介することはできないでしょうか。町長にお伺いをいたします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の質問に対してお答え申し上げます。

作業所からの人数とか該当者の情報提供依頼はありますが、上里町では、そういった人数等に把握しておらない部分もあります。また、情報提供については、相談がある場合とかの回答だけで、詳しい情報提供はしておりません。利用者への個別事業所へのあっせんはしておらず、資料提供を行うという状況でございまして、作業所の見学、体験等含めて、情報提供はしておりません。

以上です。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、上里中学校校庭の風による土ぼこりの対策についてであります。

教育長は、他の自治体を参考にしたいというようなことを言っておられたかと思いますが、専門家の人の話では、土の入れかえをするのが、より効果的であるという、そういう専門家の意見もございます。それからあと、教育長の母校である本庄高校、本庄高校においては、ブロック塀が東のほうに設置をされていると思います。上里中学校の校庭、今、フェンスで編み目模様になっておりますけれども、ブロック塀とか、あるいは透明のボードを設置できないかということでありまして、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） お答えいたします。

まず、土の入れかえということですが、これも、全部掘り返して新しい土を入れるということで、費用的にはやはりかなり高い、かかってしまうのかなと感じます。一応、私のほうで近隣のところ、調査しましたところ、やっぱり土の入れかえというのもありますし、あとは効果的なところで言うと、芝生化、人工芝をしたりとか、そういうのがあります。あとは、塩化カルシウム、湿気を増やすやつですね、土にまいて。そういう塩カルをまいて対応しているとい

う学校もあります。あとは、消火栓を使って、散水で、水をまくというのもあります。

ただ、スプリンクラーにしても、消火栓にしても、では、誰がやるのかなというのがひとつあります。学校がやっている曜日ですと、教員がやるというのものもあるかもしれませんが、土曜日、日曜日、学校が休みのときに、それを役場の職員が行って水をまくのかな、どうなのかなというところも、ちょっと考えていかななくてはいけないと思います。

それから、私の母校でもありまして、私、野球部だったものですから、真冬の風がびゅんびゅん吹いた砂ぼこりの中でも、冬の間もグラウンドを走り回っていて、その風の強さというのは、自分でも体験してわかっているつもりではいます。

先日も野球部の東側、ちょっと寄って、防球ネットがあるので、そこに防じんのネットをかけたかどうかと思ったりもしました。そうすると、今度は強度が足りなくて、逆に柱が倒れてしまう。もっと大きな災害になってしまう、そういうようなところをもろもろ考えていまして、そのブロック塀がいいのか、あるいは防球ネットが今、針金が3段で入っていますので、その1段までの防じんがいいのか、2段まで必要なのか、そんなこともいろいろありますので、じっくりと、本当に迷惑かからないような形で、最善な方法を考えていけたらなと思っております。

よろしいでしょうか。

○議長（新井 實君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 教育長、よく考えてほしいと思うんですけれども、上里中学校ができるときに、土地を提供している人がいるんですよ。防球ネットの話が出ましたから質問しますけれども、通告と外れるんでしょうか。

防球ネットを前に、2メートルぐらい高くしてもらったんですね。それでもまだ畑の中に1年間に10個ぐらいは野球のボールが飛び込んでいます。それも被害を受けているわけですよね。それに加えて、土ぼこり対策。一体、いつまで我慢すればいいのかなという。あそこら辺の付近の人は、みんなそう思っていると思いますけれども。予算がないからできないというのは、ちょっと考えてほしいなと思います。予算がなくても、何とか方法を考えていただかないと、土地まで提供して、その見返りは、被害を受けているわけですから、その地区の人は。だから、そこら辺はよく考えてほしいと思いますが、教育長に再度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 検討というか、よく考えさせていただきたいと思います。勉強しま

す。

以上です。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員。

〔8 番 植原育雄君発言〕

○8 番（植原育雄君） 高齢者対策のところの交通事故防止のための踏み間違い衝突防止装置の取り付けに対しての周知と助成についてでありますけれども、先日、11月28日の毎日新聞に載っておりましたが、政府は国産の新型乗用車を対象に、2021年11月から、自動ブレーキ搭載を義務づける方向で最終調整に入ったということであります。軽自動車を含めて2021年11月以降に販売される新型車やモデルチェンジする車対象であります。既存の車種とかモデルにつきましては、2025年12月以降の生産分を対象にする方向だということです。

政府は高齢ドライバーの操作ミス事故多発に関して、防止するために、自動ブレーキの搭載を義務づけることが必要だという考えを示したわけであります。

裏を返せば、これ以前の車には交通事故防止のためにアクセルとブレーキの踏み間違いによる衝突防止装置、いわゆる加速抑制装置の後づけが必要であるということを経験したということになるかと思います。これらの周知と、その補助について、再度、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 再質問に対してお答え申し上げます。

令和元年8月に国土交通省が公表した令和2年度自動車局関係の予算概要要求によりますと、令和2年度に後づけの安全運転支援装置の性能認定制度実施に向けた調査を実施するとともに、ペダル踏み間違い事故の事故特性分析及び総合的な対策の検討を行うと記載がありました。こういった国の調査、対策の状況や、県や他の市町村の動向を注視してまいりたいと思いますが、先ほど言いましたテレビ報道の26兆円の中に、この案件が私、盛り込まれているのかなとちょっと思ったんですが、ちょっと新聞記事とか、それを見ていないので、テレビ報道だったので、そういった安全装置に対する国の予算がこの来年度の26兆円の中に含まれているということのようです。

以上です。

○議長（新井 實君） 8 番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後 3 時 16 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井 實君） ただいま町長より、本日の一般質問の発言の中で、発言の一部に誤りがあり、発言の一部を取り消したいとの申し出がありました。

よって、議会会議規則第64条の規定により、町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの植原議員の再質問の中で、長幡公民館の雨漏りについての質問がありました。私のほうで、補正で対策をとという話をさせていただきましたが、長幡公民館の雨漏りについては、施設の耐用年数等を考慮すると、もう一度慎重に検討したほうがいいだろうということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の一部の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、発言を取り消すことに決定いたしました。

○議長（新井 實君） 一般質問を続行いたします。

2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） 皆さん、こんにちは。議席ナンバー 2 番高橋茂雄です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、（１）公共施設等の開放について、１、消防団の車庫の活用について、２、コミュニティ消防について、（２）生活環境について、１の生活環境と不登校についての２点です。

最初に、（１）公共施設等の開放についての１、消防団の車庫の活用についてから順次質問をさせていただきます。

今後、町内の高齢者が増加する中、趣味やサークルで活用できる施設が不足すると思われます。町では、中央公民館、ミニ交流センター、隣保館、集会所等、次々と廃止してきました。

そこで、新たな施設の活用として、消防団の車庫の活用についてお尋ねいたします。

消防団では、月2回の整備、点検、啓発活動等を行っていますが、点検は夜間が多く、また特別点検のある11月、サイレン吹鳴のときなど、出動する日が何日もあるわけではありません。その間はあいています。

ルールを決めて、会議室やレクリエーション等の場所として、開放して使用できませんか。使用できたとすると、たくさんの人が助かると思われますが、町長の答弁をお願いいたします。

次に、コミュニティー消防について。

コミュニティー消防とは、地域の皆さんと車庫を活用して地域防災の研修、防災訓練等を消防団員と区長が協力し合い、コミュニケーションを図りながら、子どもたちに消防団の大切さや災害の怖さを伝える場所として活用しています。

現在、全国的に消防団の担い手がなかなか見つかりません。そんな見つからない中、小さいときから団員や消防車と接しているので、ほかの地区から比べて理解があると聞いています。

コミュニティー消防の車庫は、車庫のほか、団員の待機所のほかに、会議室等、3部屋程度を併設しています。

近隣のコミュニティー消防団の車庫としては、高崎市で実行していて、旧高崎市内では、20分団の車庫がある中、18分団の車庫がコミュニティー消防として地域住民に利用されています。安中市との広域消防が管理していて、利用に当たっては各分団に任せてあり、使われ方は市では把握していないそうですが、地域住民が頻繁に利用され、防災や勉強会などに活用しています。

町内の分団の車庫も、町の活性化のためにも、コミュニティー消防にいたしませんか。町長の答弁をお願いします。

また、現在、旧4カ村で合併したので4分団ありますが、学校単位でつくるなら、コミュニティー消防の車庫をつくるのなら、5分団として、人口の密集している東小地域に建設をお願いしたいが、町長の答弁をお願いいたします。

次に、(2)生活環境について。

1、生活環境と不登校の関連について。

ここにいる皆さんは、電気をとめられたことがありますか。2カ月滞納でとまります。とめられると、金融機関やコンビニで支払いし、支払い終わると、電話で13桁のユーザーリストコードを打ち込みます。平日は東電の担当者が対応するので、間もなく復帰しますが、土日の対応は音声ガイダンスに従って入力しますが、間もなく復帰するときと、2時間ぐらい復帰しないときがあります。

今の子どもたちの7人に1人が貧困家庭と言われています。学校から帰って、親御さんが帰ってくるまで、電気のつかない中、我慢する生活のつらさをさせないためにも、金銭面や見回

り活動で手助けしてほしい。生活保護世帯でなく、就学援助や準要保護世帯でこのような世帯が何件あるのか調査したことがありますか。働いても働いても一向によくない生活をどう思われますか。

このような家庭は収入が安定していないひとり親家庭の方が多いと思われませんが、行政の窓口も、子育て共生課や学校教育課とか、相談窓口を分けなくて、一括で相談ができるよう一本化してほしいと思います。町民誰でも望んでいることなので、町長の答弁をお願いします。

次に、教育長に伺います。

このようなことが何回か繰り返されると、子どもの私生活も大きく変わると思われます。不登校の原因がいじめや友達関係とか把握している生徒と、ある日突然、原因がわからないまま不登校になったり、生活環境によってさまざまな変化があると思われませんが、学校の担任教師の対応をお聞きしたいと思います。

今の児童が大人になって笑い話で済むならいいけれども、次の世代の子どもたちに、歴史は繰り返すと言うけれども、繰り返させないでほしいと思います。家庭教育は求めませんが、学校教育の中で健全に育ててほしいと思いますが、また、不登校の因果関係をどのように把握していますか。教育長の答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の御質問に、順次お答え申し上げます。

まず1、公共施設等の開放についての①消防団車庫の活用について及び②コミュニティー消防についてのお尋ねでございます。関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

現在の消防団車庫は、平成11年から平成16年までの間で、町内4カ所に建設されました。つくりとしては、1階部分が車庫となっており、2階部分が団員の詰所となっております。車庫には、消防車両のほか、消火や救助に必要な資機材が保管されており、有事に備えて、毎月2回の整備の際に、点検等を行っています。中には、チェーンソーなど、取り扱いを間違えると危険な資機材も保管してあります。

議員御提案の地域コミュニティーの場として消防団車庫を開放することについてですが、消防団の車庫は、こうした資機材の保管場所となっており、建物の構造や開放した場合の鍵の管理等を勘案すると、開放は難しいのではないかと思います。

消防団長とも相談させていただきたいと思っておりますが、団員が会議を行う場所として、また、現場から戻った際の休息の場として利用している詰所部分を開放することは、消防団の

活動の妨げになるおそれがありますので、現在の車庫を開放できる可能性は低いと思われます。

次に、2、生活環境について、①生活環境と不登校の関連についての御質問にお答え申し上げます。

世帯ごとに抱える福祉課題は、多様化、複雑化しているケース、各種制度のはざまにあるケースなどの複合的なものが増加しているのが現状であります。

それぞれの業務を担当する課において相談の窓口対応をしており、複合的な課題を抱える相談内容に応じる際は、関係各課で連携を図りながら、さまざまな支援を行っているところですが、制度や施策の縦割りの弊害をなくし、複合課題に対応するための各課横断的かつ包括的な相談支援体制づくりがこれからの課題となっております。

令和元年9月定例会の飯塚賢治議員、仲井静子議員の一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、町としましては、どのような体制で行うのがよいのか、県のアドバイスを受けて、他の市町村の動向を調査研究し、社会福祉協議会、関係各課、関係機関と連携を図りながら、町民にとって利用しやすい相談支援体制を構築できるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

以上で私からの答弁を終わります。

○議長（新井 實君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 教育長の埴岡です。

高橋茂雄議員の2、生活環境について、①生活環境と不登校の関連についての不登校の部分について、御質問にお答えを申し上げます。

不登校については、さまざまな要因があるとともに、要因が重なり、複合的になるケースが多く見られます。各学校においては、人間関係、遊び・非行、不安、無気力、経済的、それら複合等に分類を細かく分け、不登校児童・生徒へのきめ細かな対応と支援ができるように努めております。

支援体制については、担任が1人で抱えることなく、組織として対応できる体制を構築しております。

具体的には、不登校児童・生徒について、全教職員が共通理解を図るために、教育相談部会、生徒指導部会を中心として、情報を共有しております。また、担任を初め、学校とのつながりを大切にするため、不登校児童・生徒の状況に合わせた家庭訪問や家庭連絡を継続的に実施しております。不登校対策としては、各学校において、児童・生徒や保護者からのさまざまな悩みを相談できるよう、教育相談主任を中心に、児童・生徒から、特に悩みを打ち明けられる可

能性の高い養護教諭や担任を初めとして、校内での教育相談体制の充実を図っております。また、3者面談など、保護者と児童・生徒、担任が学校生活などについて相談が可能な機会を設けております。

さらに、上里町では、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、スクールカウンセラー等の配置により、児童・生徒、保護者が悩みを相談しやすい環境づくりに努めております。

これらの体制を活用しながら、充実した対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番高橋です。

二、三質問をさせていただきます。

先ほど、4分団の車庫を平成16年から順次、道路拡張するに従ってつくったわけですが、その当時、高崎市と同じぐらいの時期にコミュニティー消防の車庫をつくったんですが、このときに国の起債が95で、町の負担が5、起債は借金かもしれませんが、95で、町の負担が5だったんですよね、その当時。それなのに、コミュニティー消防の車庫に検討しなかったんでしょうかと、昔のことなんですけれども、どのような経緯で今の車庫になったんでしょうかということと、それと……、すみません、それでお願いします。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の再質問にお答え申し上げます。

現在の消防団の車庫の建設については、起債はあくまでも、議員もおっしゃっていました借金になります。用地の購入から建設に至るまでの多額の予算が必要でありますので、必要最小限の範囲の中で建設したのではないかと推測されます。

いずれにしても、当時の執行部が議会にも諮った上で建設を判断したものでありますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番高橋です。

次に、先ほど私、昔は4カ村単位だったけれども、今は小学校単位で生活の基準ができています。それで、一番人口の多いところに消防の車庫がありません。それで、5分団をつくって、もしコミュニティー消防の車庫ができれば、例えば京塚でしたら、今、京塚には公民館があり

ません。それで、商業施設に1年契約で借りて行っております。もし5分団車庫が可能であれば、京塚の住民の人たちも公民館として利用ができるので、今後つくるように、検討はどうお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋茂雄議員の再質問にお答え申し上げます。

町では今、公共施設等総合管理計画というのがあります。それをもとに、限られた予算の中で施設の有効活用なり財政負担を減らす、将来世代に引き継がせることのないよう、公共施設の削減に取り組んでいるところでございます。新たに施設を建設することになりますことは、魅力ある町づくりのためには有効であると考えますが、一方では、建設からその後の維持管理費、そういったものを考えると、負担が増加しますので、公共施設等、全体の再配置等含めて、慎重に検討しなければならない状況であります。

以上のことからしまして、新たに消防団車庫を設置することについては、現状では困難であるということであります。是非御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 2番高橋です。

次に、ひとり親家庭のところにプレミアム商品券の用紙が配られたと思いますけれども、それで、その中に税務課で調べればもうわかっていると思うのに、内容の中に、あなたの家はほかに所得があるから該当する、該当しないとかというので、もう一度再回答をして、その後、もう一度はがきが来るわけですね。それで初めてプレミアム商品券が買えるわけですが、二度手間、税務課のほうで調べれば最初にわかるのに、どうして2回も封筒を送るのでしょうか。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員に申し上げます。

一般質問中の発言が通告の範囲を少し……、ちょっと外れていますので、範囲内でお願いしたいと思います。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） では、次に、先ほど、窓口を一本化してほしいという話をしましたけれども、なかなか他の担当者が個々にとという話でございました。例えば、今、個人情報も結構、個人的にありますので、例えば来庁者の方が1カ所で済むように、ほかの課の方がその場に来

るようなことはできないのでしょうか。個人的に来る方に、どこの課に行け、どこの課に行けと、順番に行くのではなく、そこに来たら、その課の人たちがそこに来てくれるようなことはどうなのでしょう。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 前回、前回といいますか、これは9月の定例会の中でも、飯塚賢治議員から御質問がありましたことについて、多岐にわたる悩み事や心配事を相談できる総合窓口の対応について検討していくということでございますので、高橋茂雄議員の質問に対しても、そういった取り組みで検討していきますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 次に、教育長に伺います。

例えば中学校で、病欠ではなく、30日間以上休むと、教育委員会のほうに報告するという義務があると思いますけれども、その場合、報告をすると、担任の先生が不利益になるとか、何か評価が下がるとかということがあるのでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） そういうことは一切ありません。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） それと、不登校のときに、担任の先生が、担任の先生によって、マニュアルどおりなんだか、例えば熱心な担任の先生がいらっしゃると、親御さんがいなくても、一緒に住んでいなくても、祖父母とかにも連絡をしたりとか、熱心な先生もいらっしゃいますし、また、マニュアルだけの先生もいらっしゃると思いますけれども、その辺の対応はどのようにしているのでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 学校のほうは組織で対応するというのが基本になっております。

それから、保護者が不在のときに祖父母の方、おばあちゃん、おじいちゃんにということにつきましては、この辺はだいたいデリケートな内容もありますので、あくまでも保護者の方と相談をした中で対応は変わってきます。保護者の方が、身内のおじいちゃん、おばあちゃんにも

話してもらってもいいという場合もあるし、あるいは保護者と学校だけということもありますし、その場合はケース・バイ・ケースだということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） 先ほどの30日程度休んだときに、担任の先生が親御さんのほうに、30日以上休むと困るんだというような話をするというか、されても、割と今、親御さんのほうが、何でそんな話を私にするんだよというような形になると思うんだけど、その辺の回答の仕方というのは、どのようにしているのでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 30日以上休むと困るということはないです。流れの指導の中で、子どもたちが30日以上欠席した場合は、届けをしなくてはならないということで、そういうことで、子どもたちが立ち直るための指導の中で30日以上欠席してしまっても、その先ですよ、その先、不登校が直れば、それはいいということで、30日休んでしまったら困るということではありませので、御理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） それと、不登校の原因が、先ほど私が話したように、ただスマホをいじったり、ゲームをしたりしていて、単なる行きたくないだけ、友達関係や学校関係ではなく、本当に家にいて遊んでいるほうが楽しいという人たち、そのような生徒にどのような指導をしていただけるのでしょうか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） すみません、ちょっとおくれました。

学校との、保護者の方と連携しまして、気持ちが学校に向くようにというようなフォローをしていくというのが基本でございます。

○議長（新井 實君） 2 番高橋茂雄議員。

〔2 番 高橋茂雄君発言〕

○2 番（高橋茂雄君） たびたびすみません。

最後に、3年生になると、割と行きたくない方も高校に行くとかというので学校に行き始め

るんだけど、1年生の2学期の終わりごろから2年生の始めごろまで、今みたいにゲームに夢中で、それで学校に行けないでおくれていきますよね。そのときに、なかなか行きたくないものですから、1時間おくれ、2時間おくれで行くと、例えば上中だったら、体操とかしているという、本人たちがわかっているのに、恥ずかしいから入りたくない、自転車置き場からみんなに見られているから、ならば休み時間にそおつと行きたいとか、そうすると、休み時間の前だと、学校までは行けるんだけど、入りづらいので、また帰ってしまうというので、そういう人たち、本来行きたくない人が行くので、休み時間に入れるまでどこか、北口とか、体操している生徒たちに見られない、一度、行きたくなくても、本心が、やっと来たのに、友達同士は何も見っていないと、そんなに思っていないんだけど、御本人に誇りがあるので、休み時間に紛れて入りたいと思っているので、その時間までどこか待機場所みたいのを、そのようなことを、見られないで入れるような、そのような考えはありますか。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 私も自分の教え子にそういう場合があったときに、保健室登校という言葉聞いたことはございますか。保健室に行って時間調整して、朝から調子悪くて保健室に行っていたんだよなんて、そういうようなことをアドバイスして知らんぷりして行けばいいやなんていうことを言いましたけれども、先ほども答弁のほうで話しましたが、保健の養護の先生は、特に子どもたちが本当に相談しやすい場になっていますので、学校のほうでは、保護者の方と相談させていただきながら、保健室へまず寄っていったというようなことで、いろいろな形で、子どもが教室に行きやすい環境づくりということで、いろいろ体制を整えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 先ほどの質問なんですけれども、保健室まで隠れて行きたいわけですよ。それで、みんなが見ているから、そうすると、結構ほかのところでもそうなんだけれども、学校の門まで行ったら、どうしたんだろうと、この間もほかの子に聞いたら、だって体育しているんだもんとか、見られるのが嫌だとか、じゃ、裏から入ればと言うんだけど、保健室までが遠いんだよね、道のりが。本当に行きたくない人たちにとっては。だから、隠れて入れるようなことはできないんでしょうかね。

○議長（新井 實君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） その辺は、そういう恥ずかしい思いをしながらでも、学校に足を運ばなくてはならないという子どもは、すごく真面目な子どもなんですね。そういうところを褒めながら、少しずつ時間に間に合って登校できるようにということで、学校のほうも子どもを後押ししながら登校できるようなアドバイス等をやっていっておりますので、もうちょっとの辛抱で、もしかしたら、遅刻しないで登校できるようになるかもしれませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（新井 實君） 2 番高橋茂雄議員の一般質問を終わります。

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 4 7 分散会